



第 3 次佐渡市障がい者計画
第 5 期佐渡市障がい福祉計画
第 1 期佐渡市障がい児福祉計画

～思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり～

平成 30 年 3 月

佐 渡 市

目 次

第1編 第3次佐渡市障がい者計画

第1章 基本的事項	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 障がい者に関連する法改正の概要	3
第3節 本計画における障がい者の定義と対象	5
第4節 計画の位置付け	6
第5節 計画期間	7
第6節 計画の策定体制	8
第2章 障がい者の現状	10
第1節 障がい者の現状	10
第2節 アンケート調査による障がい者の状況	15
第3章 計画の基本的考え方	35
第1節 障がい福祉をめぐる課題	35
第2節 基本理念	37
第3節 基本目標	38
第4節 主要施策	39
第5節 施策の体系	41
第4章 基本計画	43
第1節 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進	43
第2節 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実	48
第3節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進	50
第4節 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進	52
第5節 保健・医療の推進	59
第6節 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実	65
第7節 雇用・就労の支援と所得保障	69
第8節 教育・育成	72
第9節 社会活動への参加の促進	76

第2編 第5期佐渡市障がい福祉計画

第1期佐渡市障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の基本的な考え方	81
第1節 計画の策定にあたって	81
第2節 基本的理念	82
第3節 新たな施策の方向	83
第2章 第4期計画の目標達成状況	88
第1節 数値目標	88
第2節 障がい福祉サービス	92
第3節 地域生活支援事業	100
第3章 障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量	106
第1節 数値目標	106
第2節 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量	112
第3節 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量	121
第4節 障がい児福祉サービスに関する各サービスの見込量	130
第5節 総括表	133
第4章 障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の確保	139
第1節 障がい者福祉サービスの提供体制の確保	139
第2節 障がい児福祉サービスの提供体制の確保	142
第3節 計画の進行管理	144

資料編

資料 1	佐渡市地域自立支援協議会開催要綱	149
資料 2	佐渡市地域自立支援協議会構成機関	152
資料 3	佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿	153
資料 4	佐渡市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画策定の経緯	154
資料 5	用語	155

第 1 編

第 3 次佐渡市障がい者計画

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を基本理念として、平成24年3月に「第2次佐渡市障がい者計画」、平成27年3月に「第4期佐渡市障がい福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この間、障がい者の生活、福祉をめぐる動向はめまぐるしく変化し、次節で見るとおり、障がい者の自立及び社会参加の支援等に関する理念やその実現に向けた関連諸法の整備が進められています。これら一連の法整備を経て、平成26年1月に国連の「障害者権利条約」が正式に国内で批准され、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることが期待されています。

このように、障がい者を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズの把握に努め、各サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。障がい者が自らの意思により、地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、本市が担う役割は、これまでも増して重要なものとなっています。

以上の点を踏まえ、「第2次佐渡市障がい者計画」及び「第4期佐渡市障がい福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、国による障がい者制度改革の動きを反映し、諸施策の見直しを含めた「第3次佐渡市障がい者計画」及び、「第5期佐渡市障がい福祉計画」並びに、児童福祉法改正により新たに規定された「第1期佐渡市障がい児福祉計画」を策定しました。

第2節 障がい者に関連する法改正の概要

平成19年9月に我が国は、障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、以下の様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に条約を批准、同年2月に効力が発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置などについて定めています。

1 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的、かつ、計画的に推進することを目的として、規定されました。また、障がい者の定義に「発達障がい」が明記されるとともに障がい者に対する、差別の禁止などが規定されました。

2 児童福祉法の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障がい種別ごとに分かれていた施設、事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援に体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県及び市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を策定することが規定されました。

3 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月に施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援などが規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が、障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について、規定されています。

4 障害者差別解消法の施行

平成 28 年 4 月に施行されました。障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう必要、かつ、合理的な配慮を行うことが義務付けられました。

5 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

平成 28 年 5 月に施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務付け、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

6 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい者の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

第 3 節 本計画における障がい者の定義と対象

本計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第 2 条に規定する「障害者」です。すなわち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障害者基本法第 2 条の社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

したがって、障がい者とは、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人をいいます。

さらに、障がい者ではない市民についても、広報、啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る点で、本計画の対象であり、障がいの予防につながる健康の保持や早期発見の観点からも本計画の対象となります。

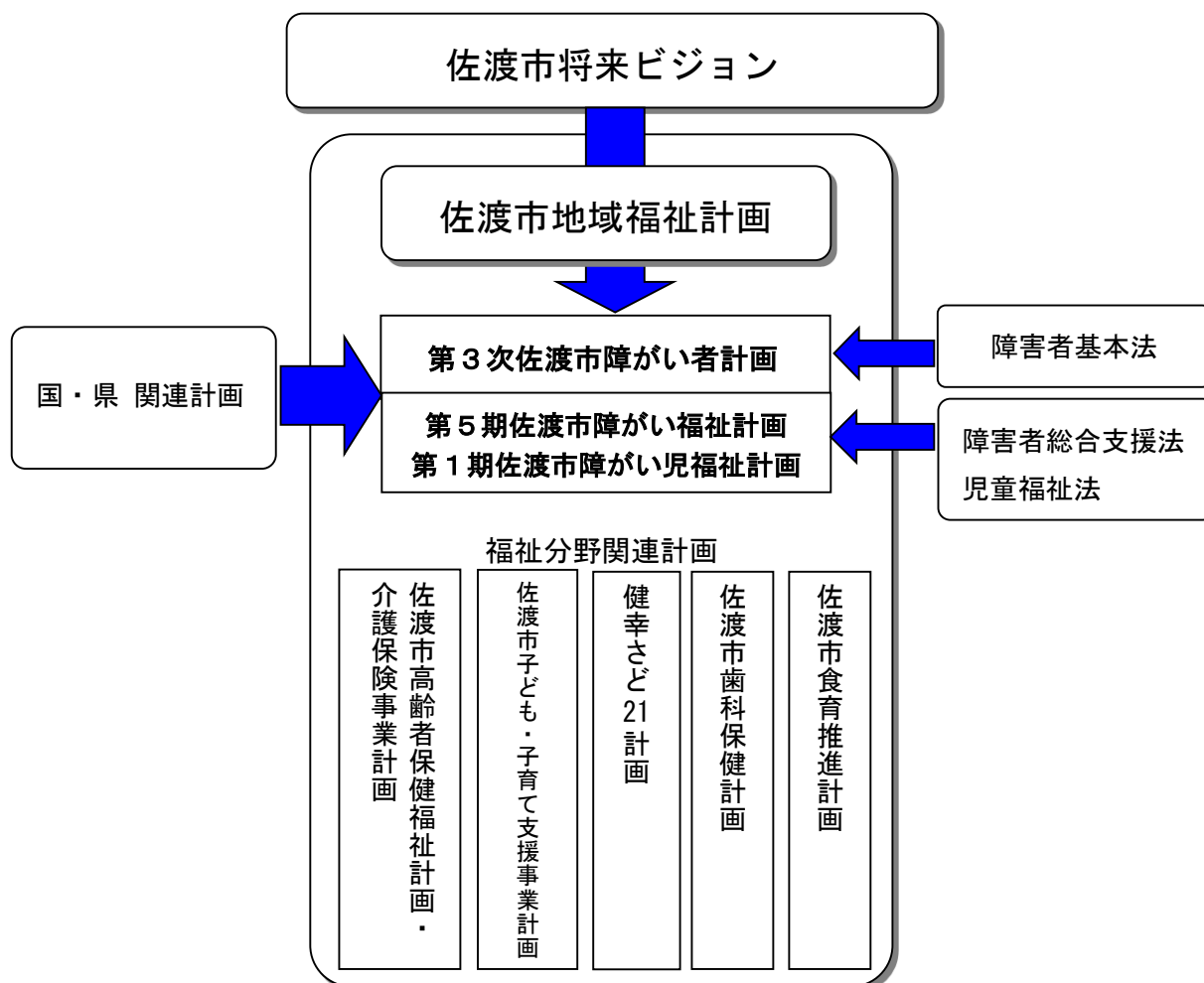
第4節 計画の位置付け

「第3次佐渡市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画及び新潟県障害者計画を基本として策定しました。

また、「第5期佐渡市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、「第1期佐渡市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、いずれも国の基本指針に即し、「新潟県障害福祉計画」との調整を図りました。また、両法及び基本指針の趣旨から一体のものとして策定しました。

さらに、上記3計画とも「佐渡市将来ビジョン」を基本とし、関連分野の計画との整合を図り、また、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」との調和を図り、策定したものです。

■計画の位置付け



第5節 計画期間

「第3次佐渡市障がい者計画」は、平成30年から平成35年の6年間、「第5期佐渡市障がい福祉計画」及び「第1期佐渡市障がい児福祉計画」は平成30年から平成32年の3年間です。

図表1-1 計画期間

年 度	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
佐渡市障がい者計画	第3次計画					
佐渡市障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		
佐渡市障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		

第6節 計画の策定体制

1 協議会などの設置

本計画の策定にあたり、「佐渡市地域自立支援協議会」の本会及び総合企画部会で検討を行い、また、各専門部会からの意見を反映しました。

2 庁内推進体制

本計画は、内容が市行政の広範な分野にわたっていることから、関係各課による庁内の推進体制を整備し、各課の施策との整合を図りました。

3 関連福祉施策との連携

障がい者施策の中には、高齢者施策や介護保険事業等と関連するものがあることから、高齢者、介護保険事業と障がい者施策との相互の連携調整を図りました。

4 アンケート調査の実施

計画策定にあたり、障がい者の生活実態と障がい福祉サービス等への利用意向を把握するためにアンケート調査を実施し、その結果を計画に反映していません。

5 障がい者団体等へのヒアリングの実施

計画策定にあたり、障がい福祉サービス等提供事業者及び障がい者団体等に対し、現状把握、課題や要望など、ヒアリングを実施し、その結果を計画に反映しています。

6 市民参加による計画策定

計画の素案について、社会福祉課（市役所本庁）、各支所、行政サービスセンター、各連絡所、中央図書館、各教育事務所の窓口、市ホームページでの閲覧等により公開し、広く市民からのパブリックコメントを求め、提起された意見を計画に反映しています。

7 広域的な連携

障がい者福祉に関わる諸施設は広域的なものが多く、本市においても多くの障がい者が市外の施設を利用しています。こうしたことから、広域的に関連する島外自治体との連携、協議を図りながら計画の策定、事業実施を進めます。

第2章 障がい者の現状

第1節 障がい者の現状

1 身体障がい者（児）の現状

本市の身体障害者手帳所持者は、平成29年4月1日現在で3,135人となっています。総人口が減少傾向にある中で、身体障がい者数も減少傾向にあります。障がい別にみると「肢体不自由」が最も多く、1,847人で全体の58.9%となっています。等級別では、「4級」が最も多く1,019人です。

図表2-1 身体障がい者数の推移

(単位：人)

年 度	市			県	
	人 口	障がい者数	構成比	障がい者数	構成比
平成27年度	59,060	3,337	5.7%	96,088	4.2%
平成28年度	57,976	3,367	5.8%	94,910	4.1%
平成29年度	56,852	3,135	5.5%	93,782	4.1%

※各年度4月1日現在

図表2-2 身体障害者手帳交付状況

(単位：人)

等級	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	手帳所持者 総数
1級	46	0	0	140	498	684
2級	73	62	0	354	2	491
3級	16	58	19	242	85	420
4級	12	56	16	817	118	1,019
5級	20	0	0	202	0	222
6級	12	195	0	92	0	299
合計	179	371	35	1,847	703	3,135
構成比	5.7%	11.8%	1.1%	58.9%	22.4%	100.0%

※平成29年4月1日現在

2 知的障がい者（児）の現状

本市の療育手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 579 人であり、ここ 3 年の推移をみると増加傾向にあります。

判定別にみると「A（重度）」が 180 人、「B（中度、軽度）」が 399 人となっています。

年齢別では、「18 歳未満」が 53 人、「18 歳以上」が 526 人です。

図表2-3 療育手帳所持者の推移

(単位：人)

年 度	市					県	
	人 口	障がい者数			構成比	障がい者数	構成比
		A	B	計			
平成 27 年度	59,060	180	382	562	1.0%	17,536	0.8%
平成 28 年度	57,976	178	391	569	1.0%	18,150	0.8%
平成 29 年度	56,852	180	399	579	1.0%	18,136	0.8%

※各年度 4 月 1 日現在

図表2-4 療育手帳所持者の年齢別推移

(単位：人)

年 度	18 歳未満	18 歳以上	計
平成 27 年度	55	507	562
平成 28 年度	51	518	569
平成 29 年度	53	526	579

※各年度 4 月 1 日現在

3 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在で 540 人となっており、ここ 3 年の推移をみると増加傾向にあります。等級別にみると「1 級」が 41 人、「2 級」が 465 人、「3 級」が 34 人です。

精神障がい者については、手帳を取得していない人も多く、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は 840 人となっており、こちらもここ 3 年の推移をみると増加傾向にあります。

図表2-5 精神障害保健福祉手帳交付状況

(単位：人)

年 度	市						県	
	人 口	1 級	2 級	3 級	合 計	構成比	障がい者数	構成比
平成 27 年度	59,060	37	432	36	505	0.9%	15,258	0.7%
平成 28 年度	57,976	40	450	39	529	0.9%	15,949	0.7%
平成 29 年度	56,852	41	465	34	540	0.9%	17,123	0.7%

※市数は各年度 4 月 1 日、県数は各年度 3 月 31 日現在

図表2-6 自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移

(単位：人)

年 度	人 口	受給者	構成比	県	
				受給者	構成比
平成 27 年度	59,060	811	1.4%	30,468	1.3%
平成 28 年度	57,976	822	1.4%	31,424	1.4%
平成 29 年度	56,852	840	1.5%	31,766	1.4%

※市数は各年度 4 月 1 日、県数は各年度 3 月 31 日現在

4 障害支援区分別認定者

障がい福祉サービス受給の基準となる障害支援区分は、認定者が 305 人となっています。内訳は図表 2-7 のとおりとなります。

また、年度別の推移では、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、10 人減少しています。

図表2-7 障害支援区分別認定者数

(単位：人)

区 分	合 計
区分 1	19
区分 2	75
区分 3	39
区分 4	29
区分 5	38
区分 6	105
合計	305

※平成 29 年 4 月 1 日現在

図表2-8 障害支援区分別認定者数の推移

(単位：人)

年度	認定者数
平成 26 年度	324
平成 27 年度	314
平成 28 年度	315
平成 29 年度	305

※各年度 4 月 1 日現在

5 難病患者の状況

把握可能な難病患者数として、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者数があります。その推移は次のとおりです。

図表2-9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移

（単位：人）

年度	男性	女性	総数
平成 26 年度	219	256	475
平成 27 年度	229	282	511
平成 28 年度	243	281	524
平成 29 年度	245	283	528

※各年度 4 月 1 日現在

第2節 アンケート調査による障がい者の状況

1 調査の実施

本調査は、第3次佐渡市障がい者計画、第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画の策定にあたり、市内の障がい者の生活状況、障がい福祉サービスの利用希望、障がい者施策の重要度及び満足度等について回答を得て、施策立案の基礎資料とするために実施したものです。

2 調査対象等

本調査は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者、並びに障害児福祉手当、特別児童扶養手当（手帳所持者除く）の受給者を対象として実施しました。調査方法及び調査期間は次のとおりです。

図表2-10 調査方法及び調査期間

調査方法	郵便調査方法（送付、受取人払）、無記名式
調査期間	平成29年8月

3 調査票の配布、回収状況

調査票の配布、回収状況は次のとおりです。

図表2-11 調査票の配布・回収状況

調査区分	配布数	有効回収数	回収率(%)
未就学児アンケート票	14	9	64.3%
小・中・高校生等(18歳未満)アンケート票	86	43	50.0%
18歳以上65歳未満アンケート票	1,062	483	45.5%
65歳以上アンケート票	2,660	1,444	54.3%
県内障害者施設入所者アンケート票	113	93	82.3%

4 調査結果の概要

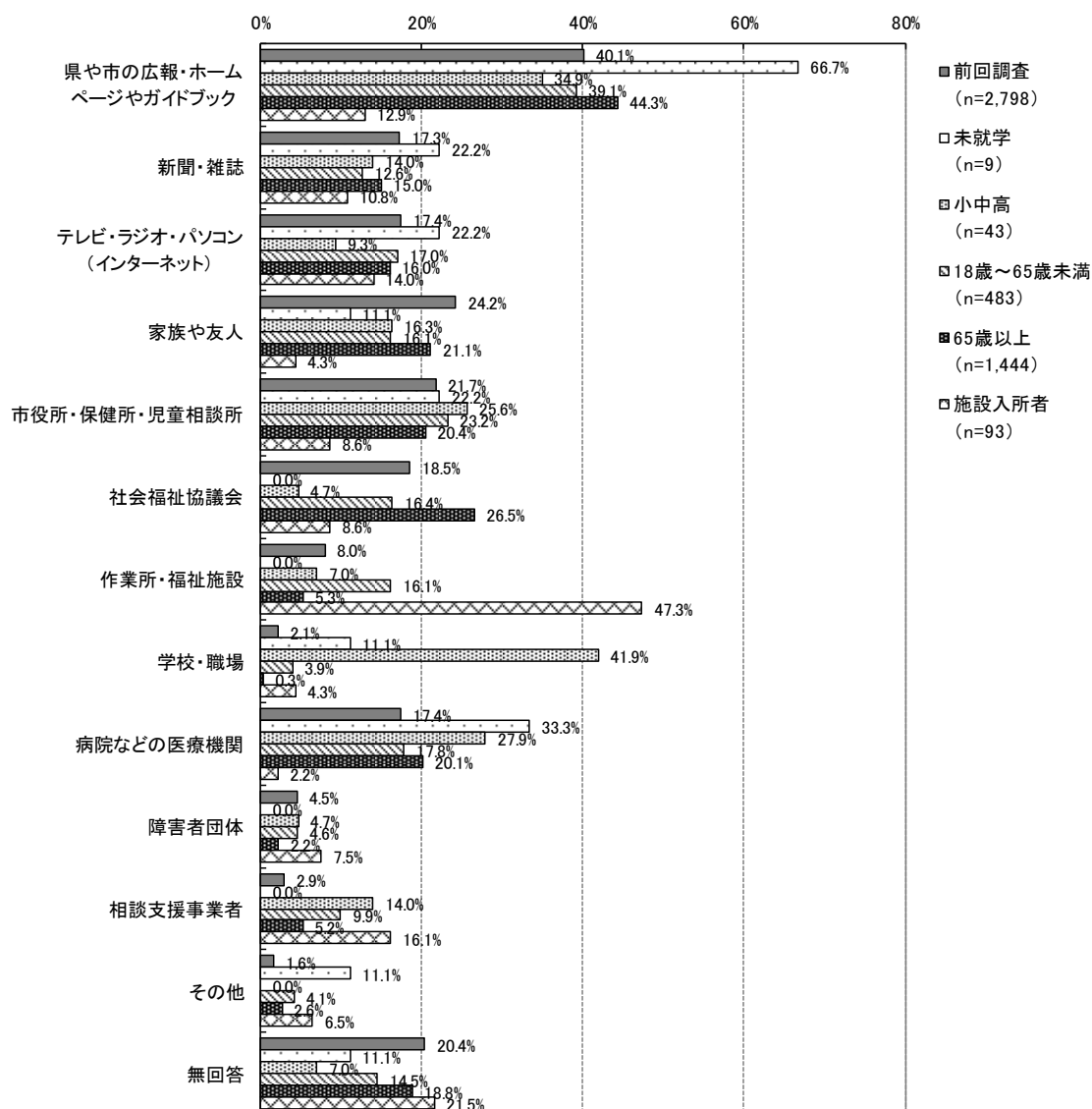
(1) 前回比較項目

① 福祉に関する情報

福祉に関する情報源について、前回調査では、「県や市の広報・ホームページやガイドブック」が40.1%と最上位に挙げられていました。

今回の調査では、「未就学児」、「18歳～65歳未満」、「65歳以上」は、前回調査と同様に「県や市の広報・ホームページやガイドブック」を最上位に挙げています。「小中高」は「学校・職場」、「施設入所者」は「作業所・福祉施設」を最上位に挙げています。

図表2-12 福祉に関する情報

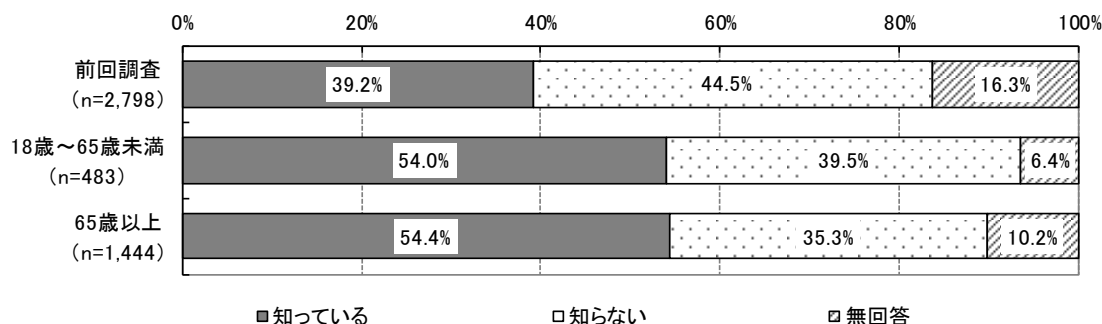


② 緊急時の避難場所の認知度

緊急時の避難場所の認知度について、前回調査では、「知っている」が39.2%でした。

今回の調査では、「18歳～65歳未満」が54.0%、「65歳以上」が54.4%であり、いずれも認知度が上がっています。

図表2-13 緊急時の避難場所の認知度

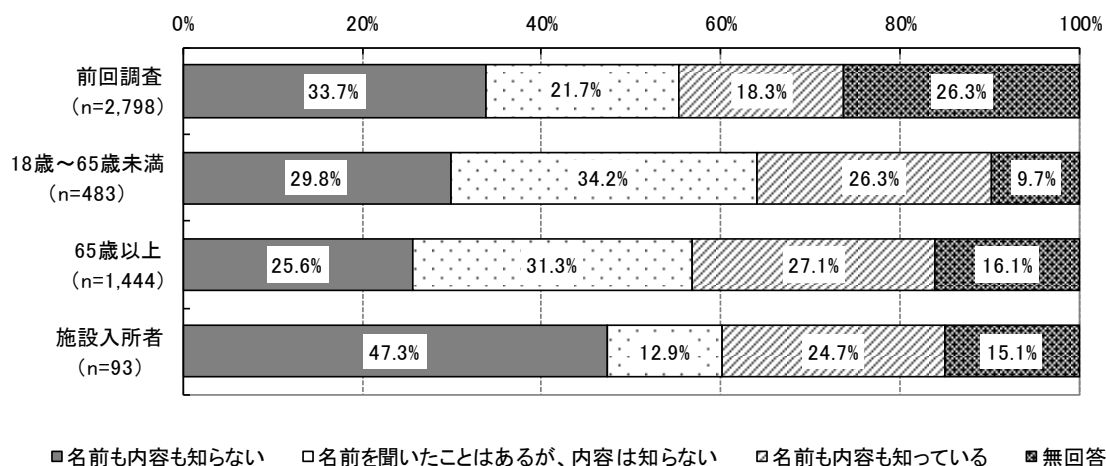


③ 成年後見制度についての認知度

成年後見制度の認知度について、前回調査では、「名前も内容も知っている」が18.3%でした。

今回の調査では、「18歳～65歳未満」が26.3%、「65歳以上」が27.1%、「施設入所者」が24.7%であり、いずれも認知度が上がっています。しかし、「18歳～65歳未満」及び「65歳以上」は「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が3割強、「名前も内容も知らない」が3割弱、また、「施設入所者」は「名前も内容も知らない」が5割弱を、それぞれ占めています。

図表2-14 成年後見制度についての認知度

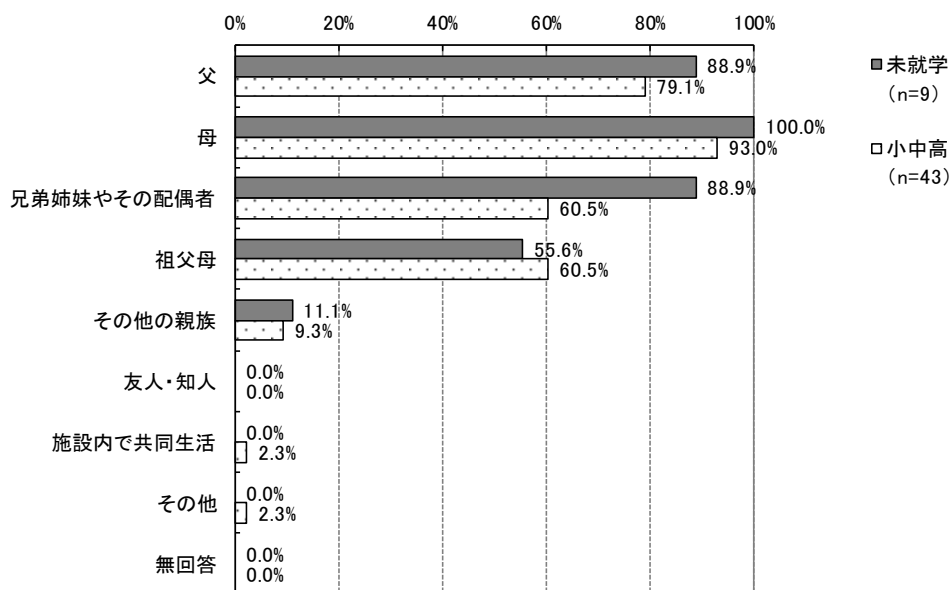


(2) 共通項目

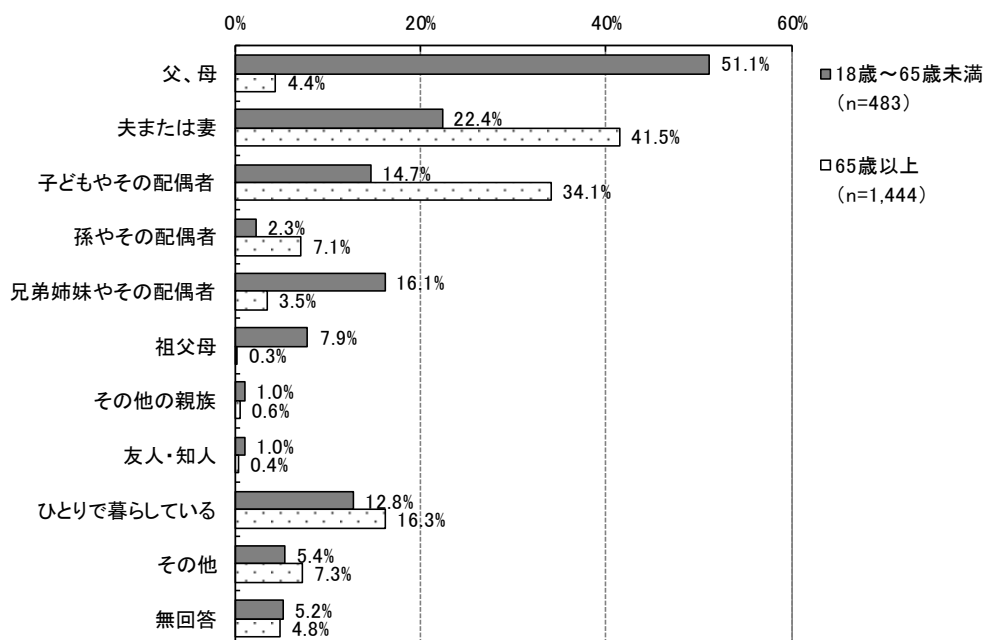
① 同居者

同居者は、「未就学」、「小中高」ともに「父」、「母」、「兄弟姉妹やその配偶者」、「祖父母」が多くを占めます。「18歳～65歳未満」は、「父、母」が51.1%、「65歳以上」は「夫または妻」が41.5%と最も多くなっています。

図表2-15 同居者（未就学、小中高）



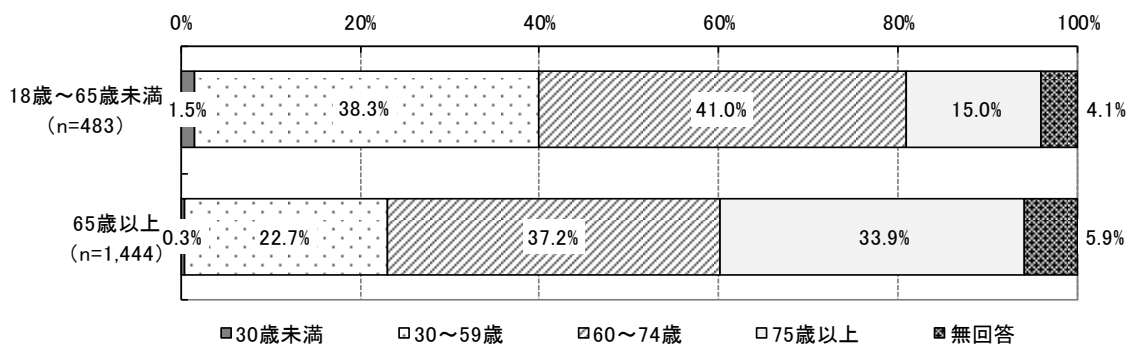
図表2-16 同居者（18歳～65歳未満、65歳以上）



② 介助者の年齢

介助者の年齢では、「18歳～65歳未満」は、「60～74歳」が41.0%と最も多く、次いで、「30～59歳」が38.3%となっています。「65歳以上」は、「60～74歳」が41.0%と最も多く、次いで「75歳以上」が33.9%となっています。

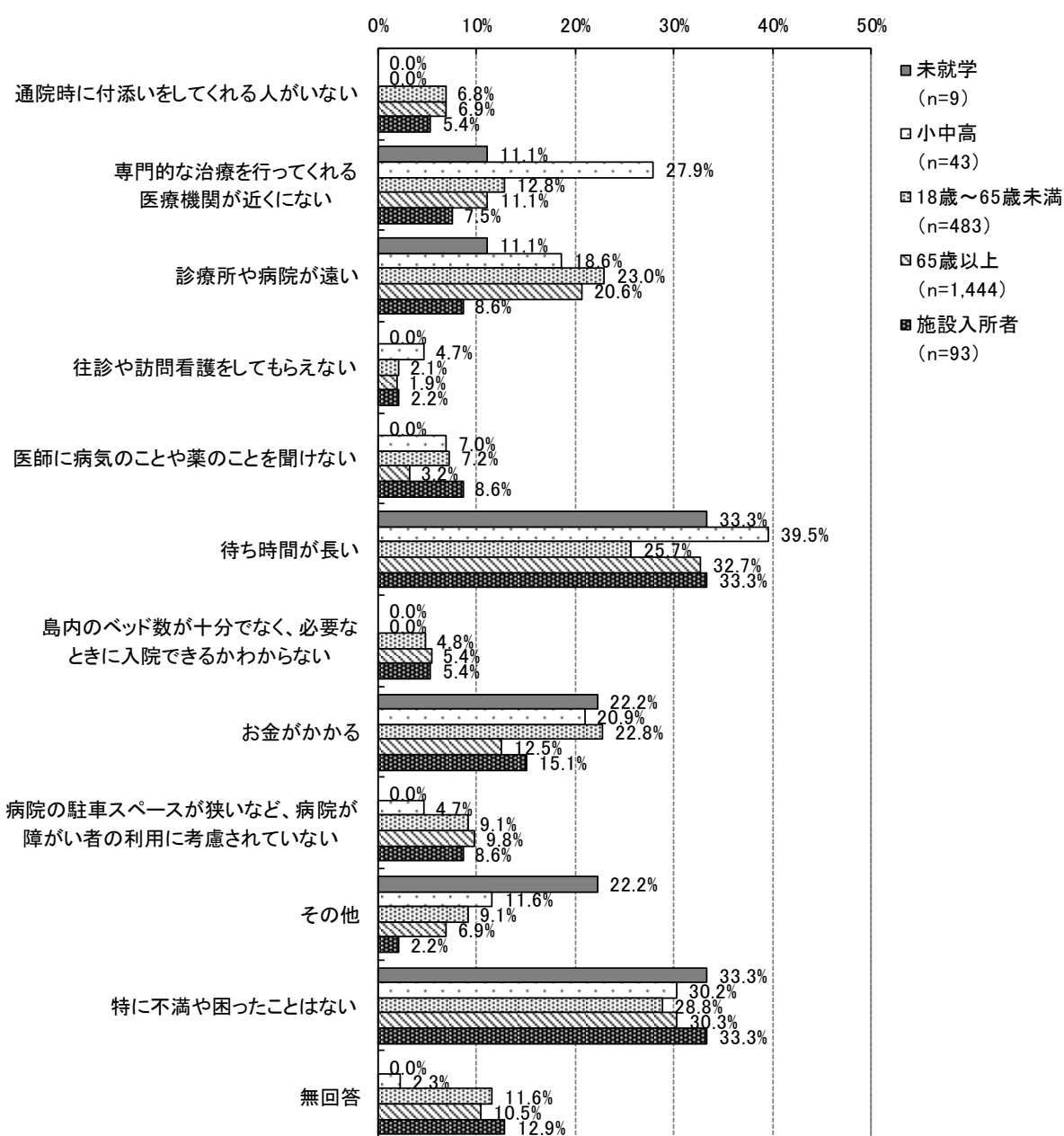
図表2-17 介助者の年齢



③ 医療についての困りごと

医療についての困りごとは、「待ち時間が長い」及び「特に不満や困ったことはない」が2～3割台となっていますが、「小中高」は「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」が27.9%と、他の区分よりも顕著に高くなっています。

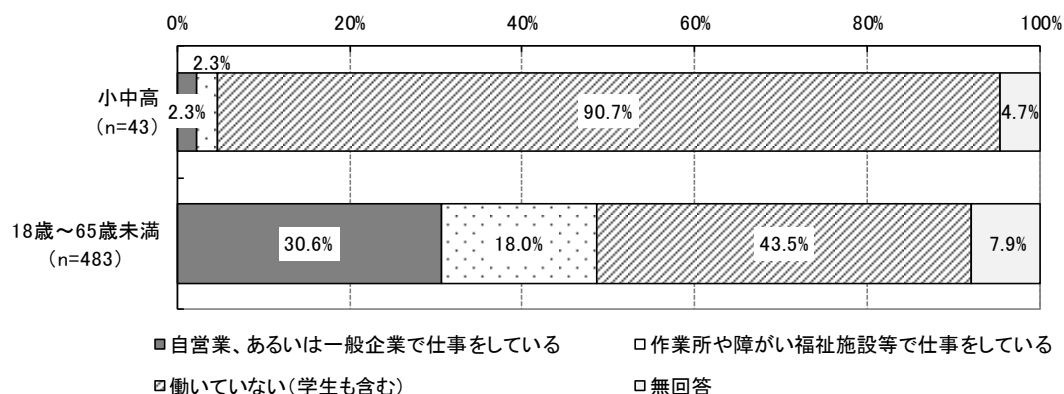
図表2-18 医療についての困りごと



④ 就労状況

就労状況について、「小中高」は「働いていない(学生も含む)」が90.7%となっています。「18歳～65歳未満」は、「働いていない(学生も含む)」が43.5%、「自営業、あるいは一般企業で仕事をしている」が30.6%となっています。

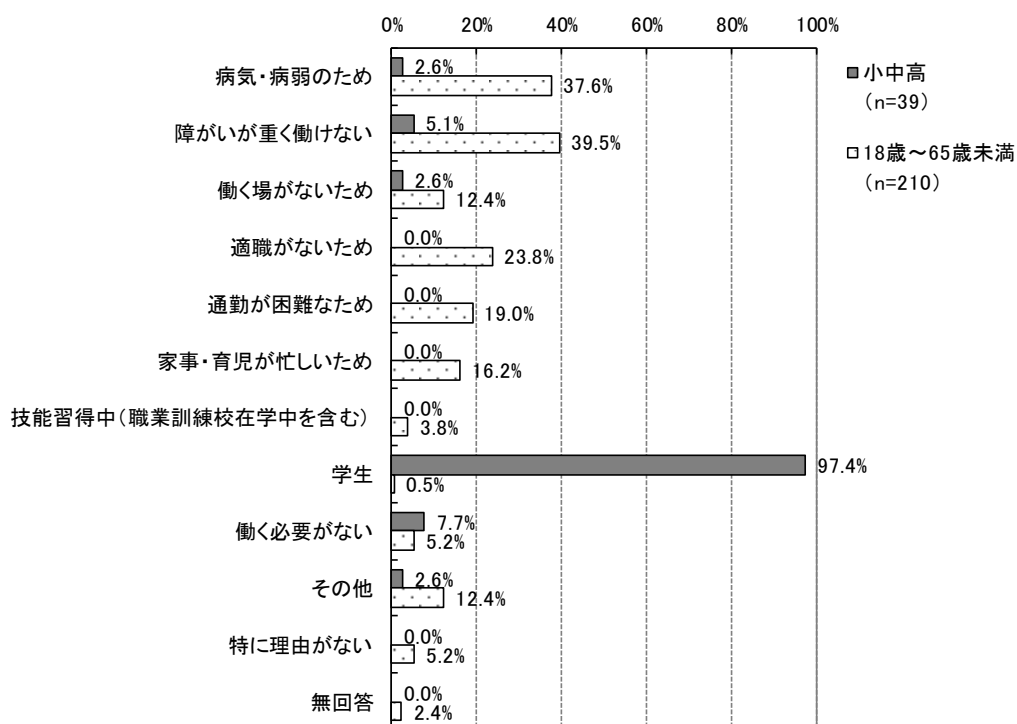
図表2-19 就労状況



⑤ 働いていない理由

働いていない理由について、「小中高」は「学生」が97.4%となっています。「18歳～65歳未満」は、「障がいが高く働けない」が39.5%、「病気・病弱のため」が37.6%となっています。

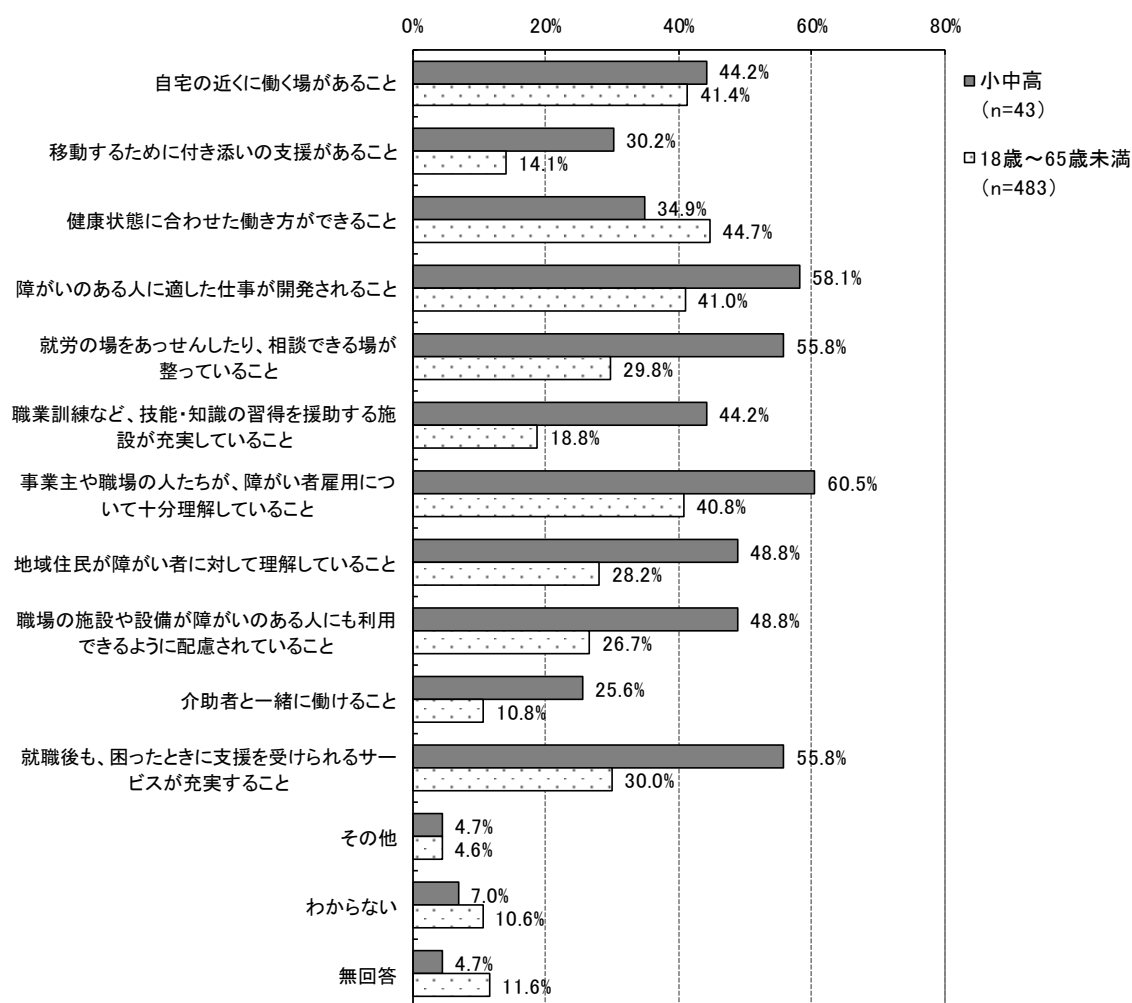
図表2-20 働いていない理由



⑥ 障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が働くために必要なことについて、「小中高」は「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が60.5%と最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事が開発されること」が58.1%となっています。「18歳～65歳未満」は、「健康状態に合わせた働き方ができること」が44.7%と最も多く、次いで「自宅の近くに働く場があること」が41.4%となっています。

図表2-21 障がいのある人が働くために必要なこと

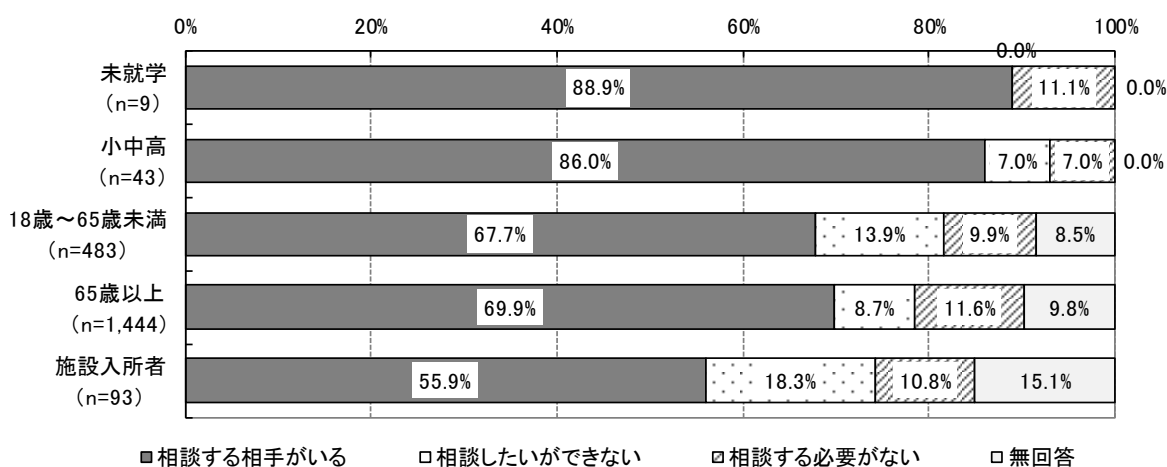


⑦ 悩みごとの相談と相談できない理由

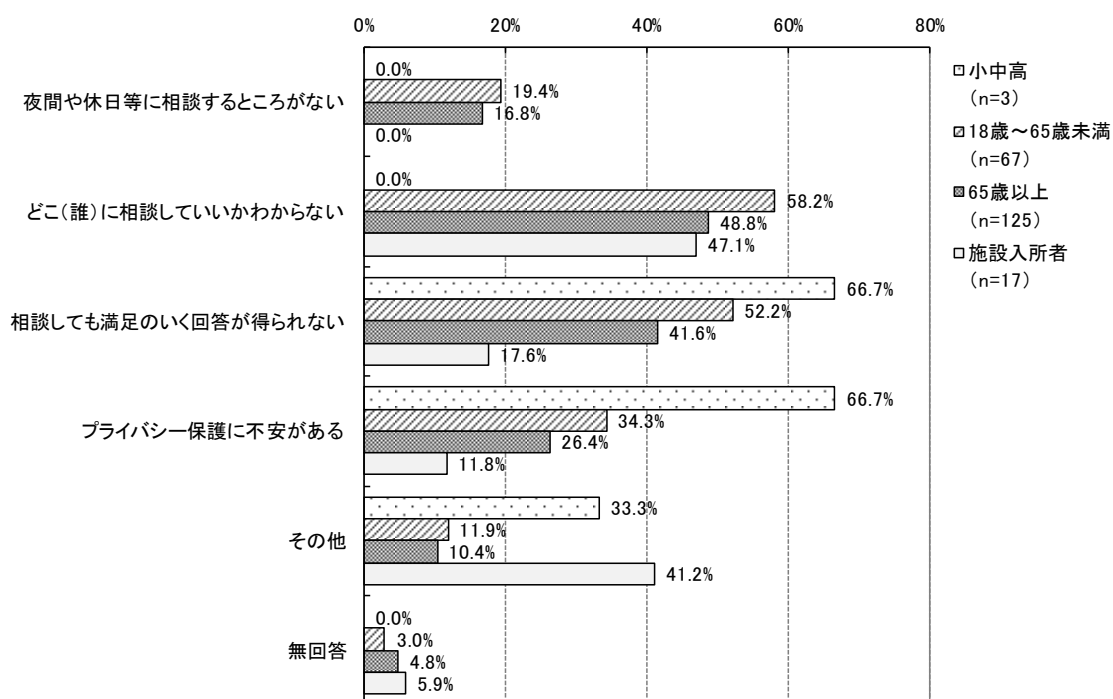
悩みごとの相談について、いずれも「相談する相手がいる」の回答が最も多くなっています。

また、「相談したいができない」と回答した人について、その理由を尋ねたところ、「小中高」は「相談しても満足いく回答が得られない」、「プライバシー保護に不安がある」を、他の区分は「どこ（誰）に相談していいかわからない」、「相談しても満足いく回答が得られない」を上位に挙げています。

図表2-22 悩みごとの相談



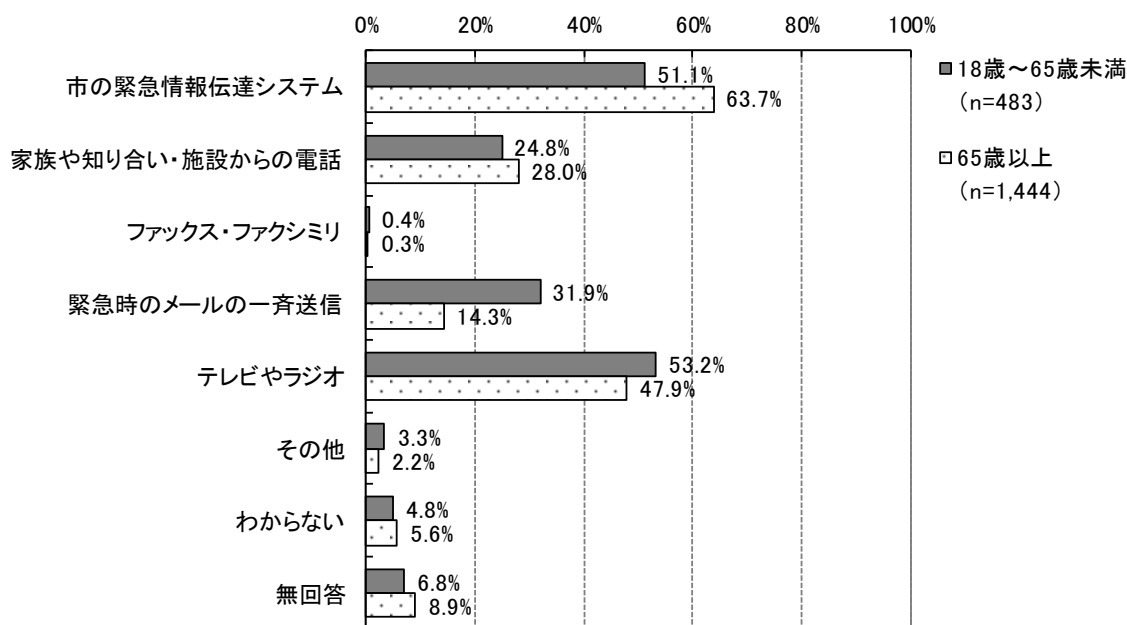
図表2-23 相談できない理由



⑧ 緊急時の通報の入手方法

緊急時の通報の入手方法について、「18歳～65歳未満」は、「テレビやラジオ」が53.2%と最も多く、次いで「市の緊急情報伝達システム」が51.1%となっています。「65歳以上」は「市の緊急情報伝達システム」が63.7%と最も多く、次いで「テレビやラジオ」が47.9%となっています。

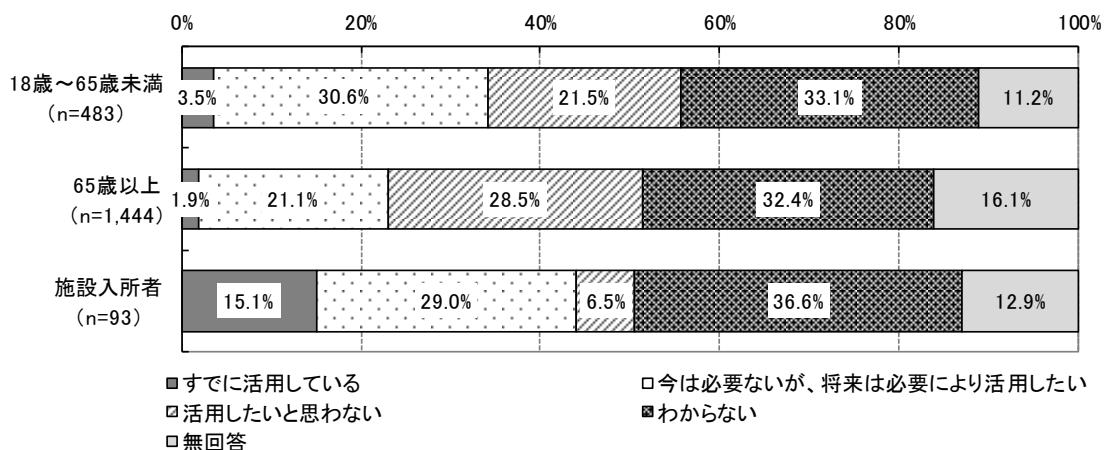
図表2-25 緊急時の通報の入手方法



⑨ 成年後見制度を活用したいと思うか

いずれも「わからない」が最も多くなっていますが、「18歳～65歳未満」及び「施設入所者」は「今は必要ないが、将来は必要により活用したい」、「65歳以上」は「活用したいと思わない」が第2位に挙げられています。

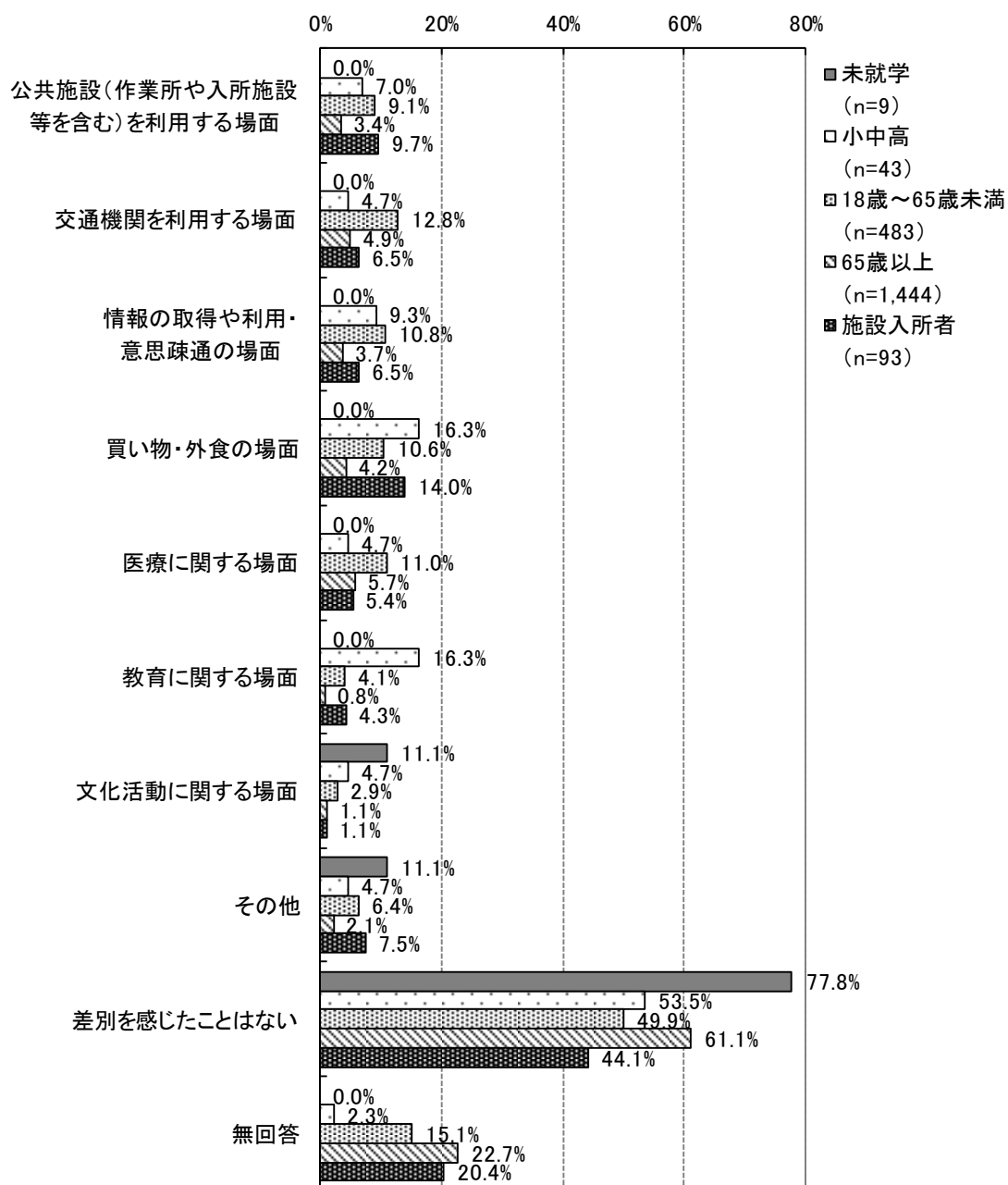
図表2-26 成年後見制度を活用したいと思うか



⑩ 過去3年間、障がいを理由に差別されたと感じた場面

いずれも「差別を感じたことはない」という回答が最も多くなっていますが、「小中高」は「買い物・外食の場面」、「教育に関する場面」が16.3%とやや多くなっています。

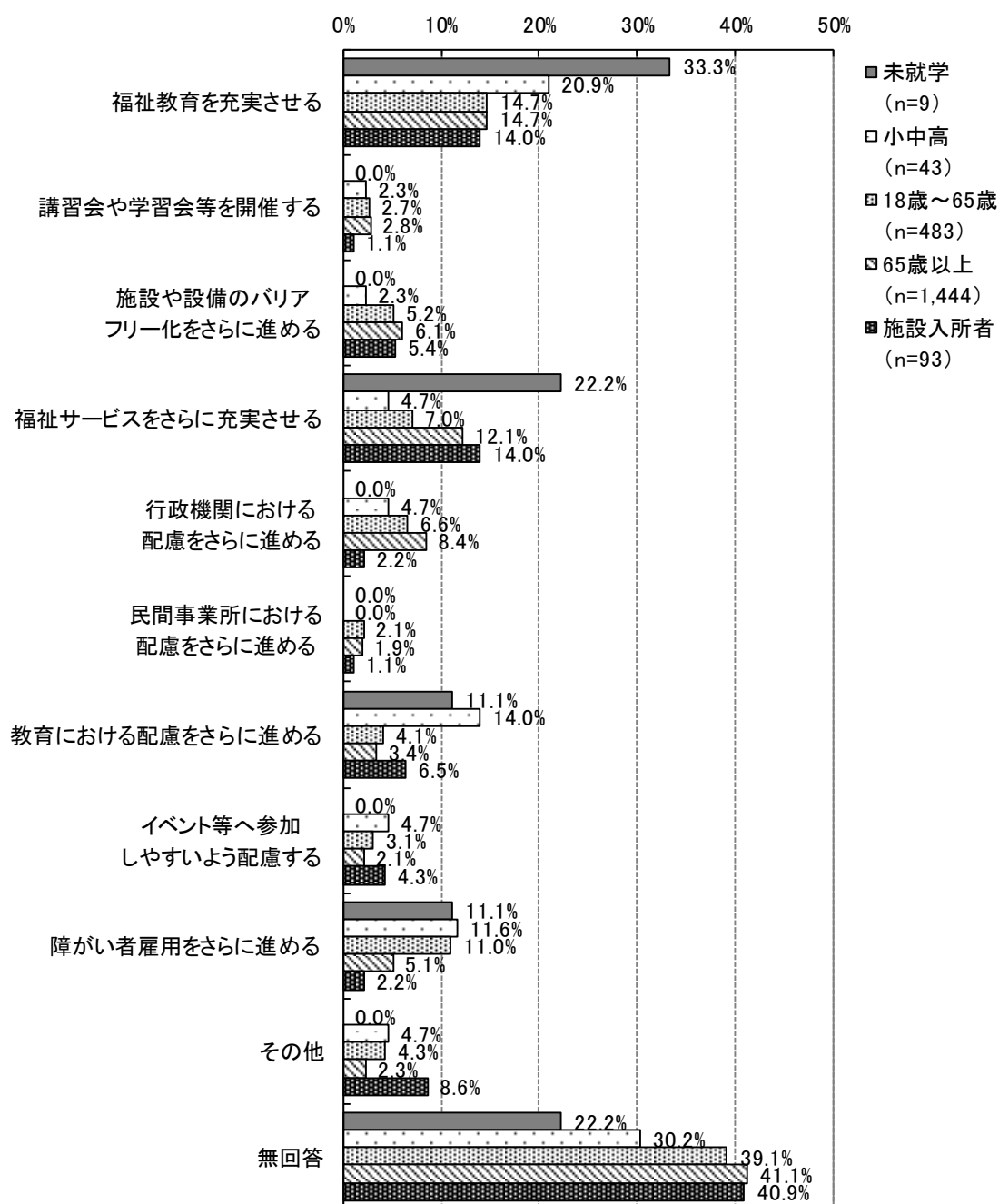
図表2-27 過去3年間、障がいを理由に差別されたと感じた場面



⑪ 障がいのある人への差別を解消するために必要と考えること

障がいのある人への差別を解消するために必要なこととして、「未就学」は「福祉教育を充実させる」、「福祉サービスをさらに充実させる」を上位に挙げています。他の区分は「無回答」が多くなっていますが、「小中高」は「福祉教育を充実させる」が20.9%とやや多くなっています。

図表2-28 障がいのある人への差別を解消するために必要と考えること



(3) 個別項目

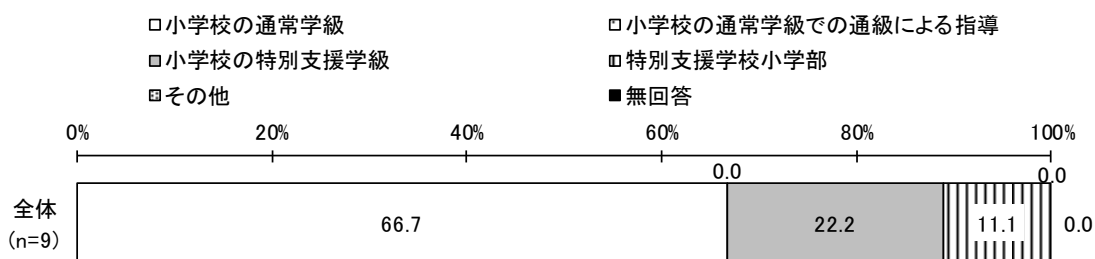
① 未就学児アンケート

希望する就学先とその理由

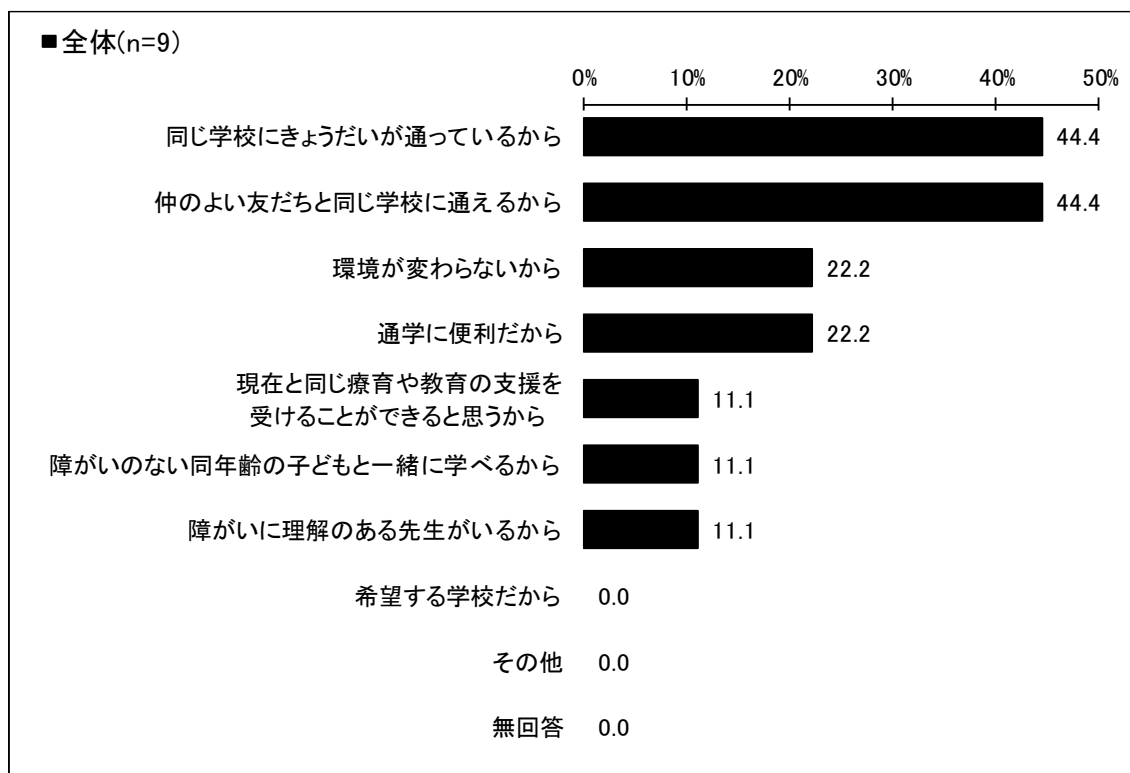
希望する就学先については、「小学校の通常学級」が66.7%と最も多くなっています。

その理由として「同じ学校にきょうだいが通っているから」、「仲のよい友だちと同じ学校に通えるから」が44.4%となっています。

図表2-29 希望する就学先



図表2-30 その理由

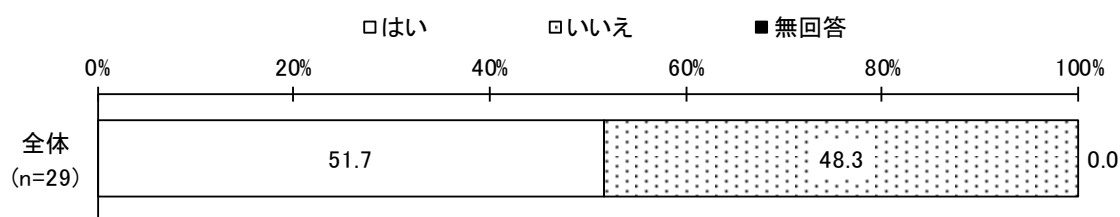


② 小・中・高校生等(18歳未満)アンケート

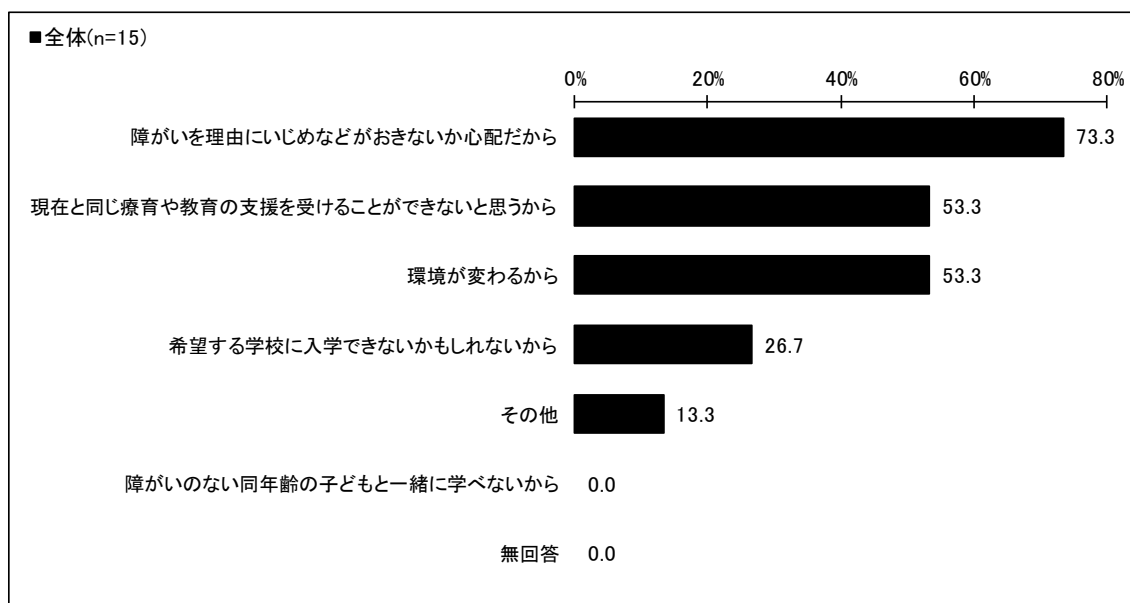
就学先を選択する上での悩みごとの有無と悩んでいる理由

就学先を選択する上での悩みごとの有無について、「はい」が51.7%となっています。その理由は「障がいや理由にいじめなどがおきないか心配だから」が73.3%、「現在と同じ療育や教育の支援を受けることができないと思うから」、
「環境が変わるから」が53.3%となっています。

図表2-31 就学先を選択する上での悩みごとの有無



図表2-32 悩んでいる理由

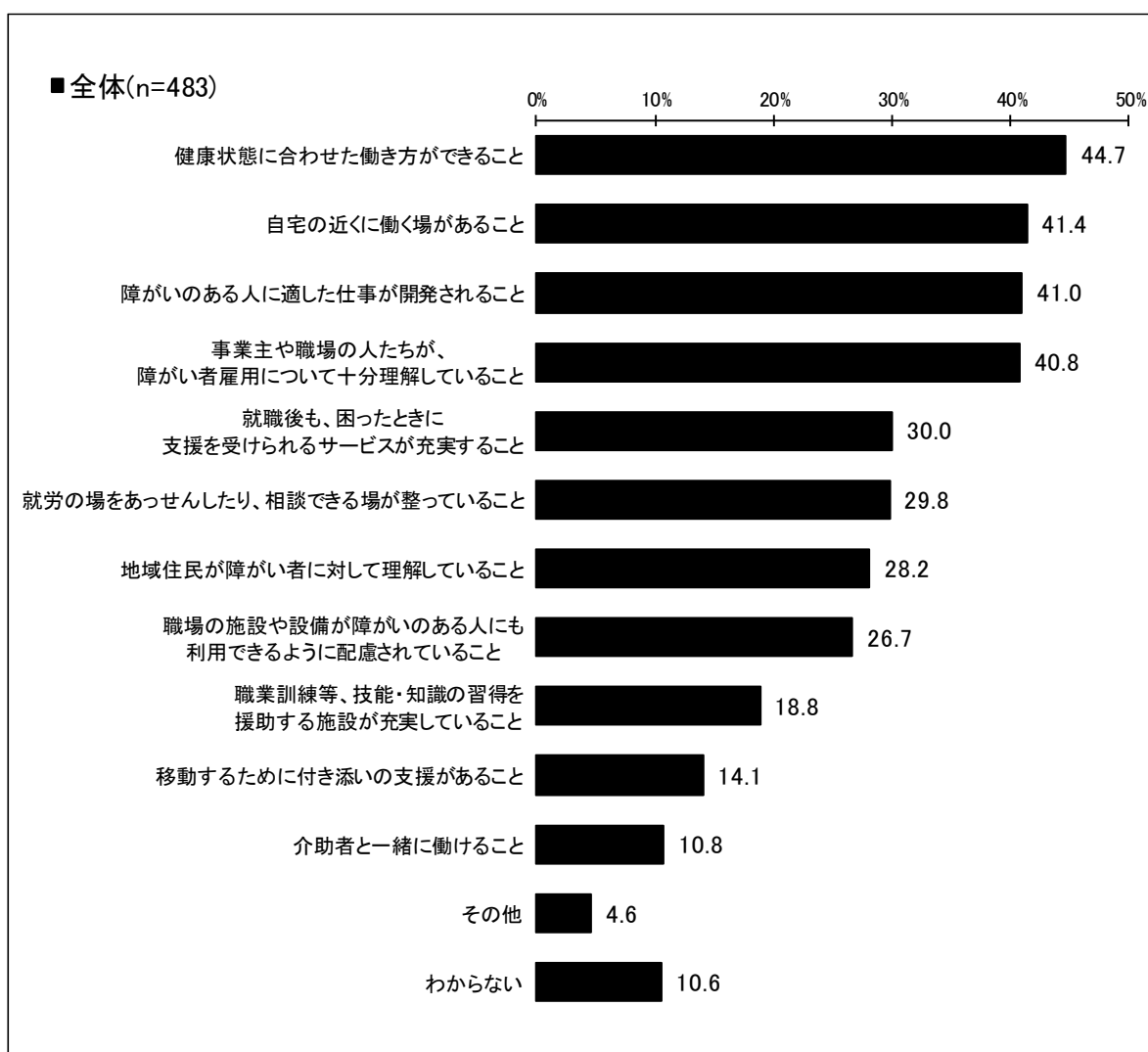


③ 18歳以上 65歳未満アンケート

障がいのある人が働くために必要なこと

障がいのある人が働くために必要なことについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」が44.7%で最も多く、次いで「自宅の近くに働く場があること」(41.4%)、「障がいのある人に適した仕事が開発されること」(41.0%)、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」(40.8%)、「就職後も、困ったときに支援を受けられるサービスが充実すること」(30.0%)となっています。

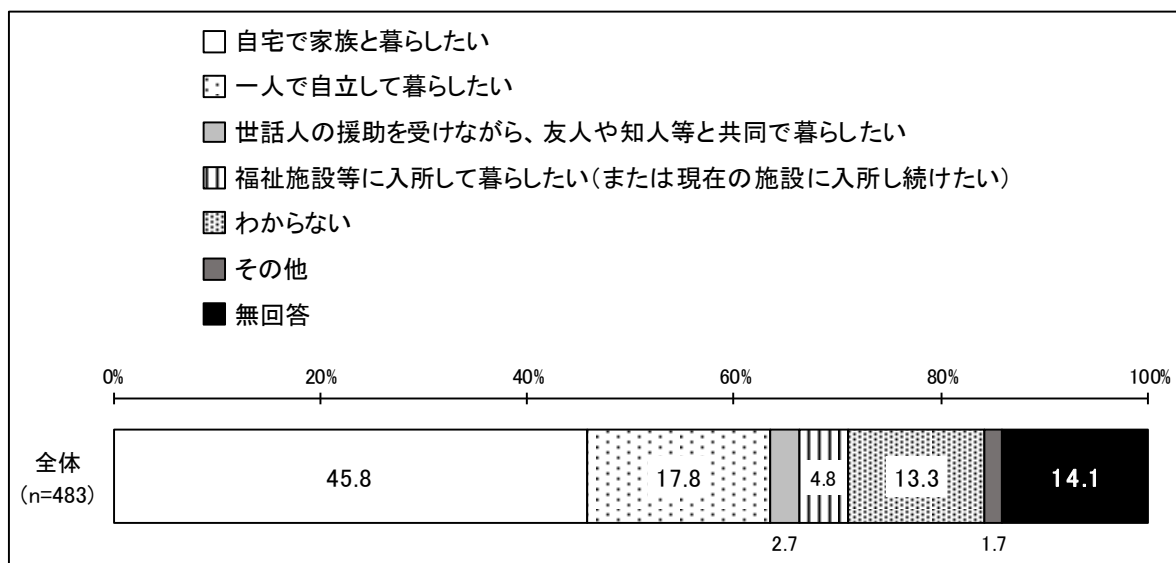
図表2-33 障がいのある人が働くために必要なこと



将来希望する生活

将来希望する生活については、「自宅で家族と暮らしたい」が45.8%で最も多く、次いで「一人で自立して暮らしたい」(17.8%)、「わからない」(13.3%)となっています。

図表2-34 将来希望する生活

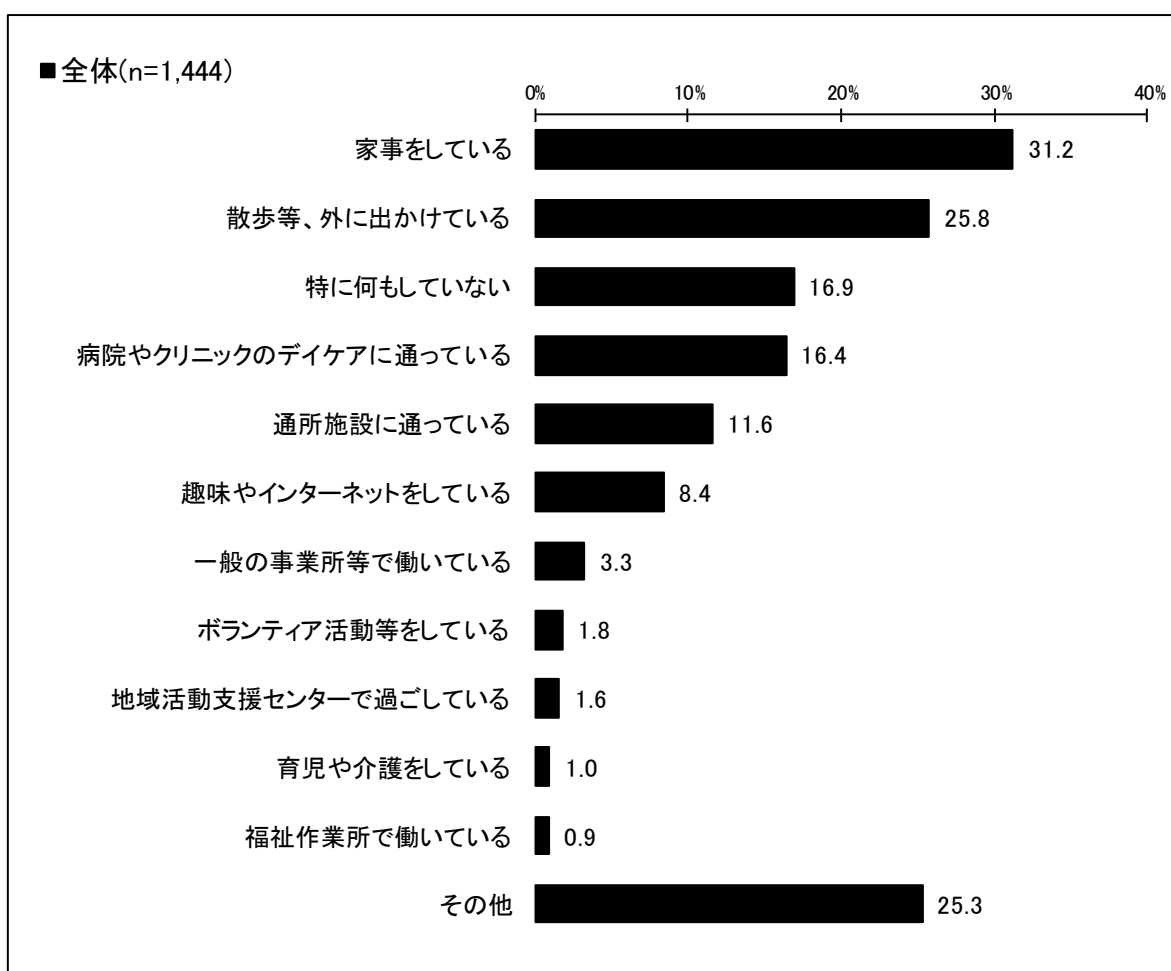


④ 65歳以上アンケート

日中の過ごし方

日中の過ごし方については、「家事をしている」が31.2%で最も多く、次いで「散歩等、外に出かけている」(25.8%)、「特に何もしていない」(16.9%)、「病院やクリニックのデイケアに通っている」(16.4%)、「通所施設に通っている」(11.6%)となっています。

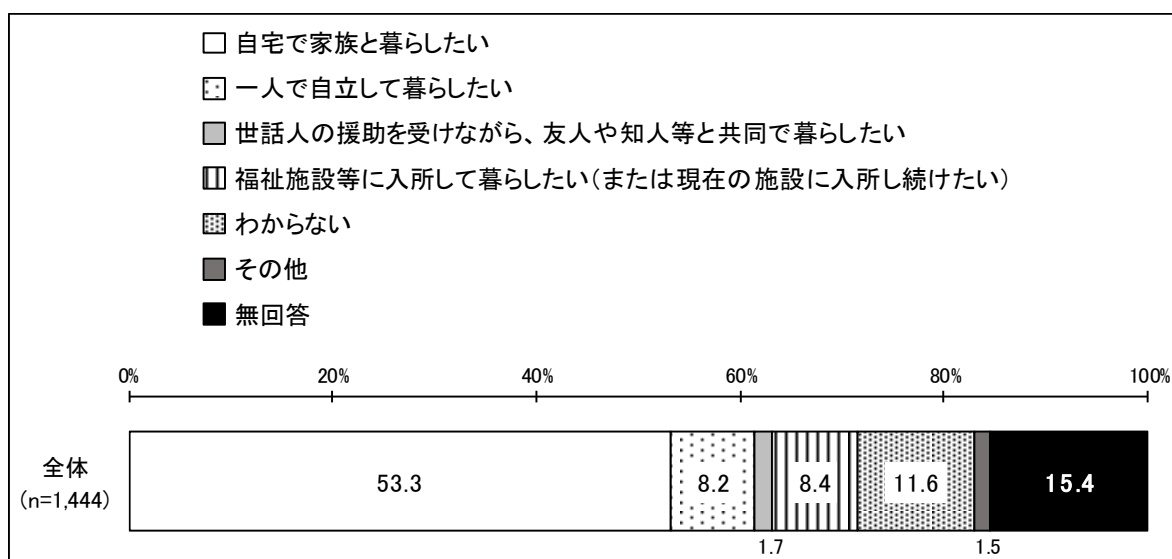
図表2-35 日中の過ごし方



将来希望する生活

将来希望する生活については、「自宅で家族と暮らしたい」が53.3%で最も多く、次いで「わからない」(11.6%)、「福祉施設等に入所して暮らしたい(または現在の施設に入所し続けたい)」(8.4%)、「一人で自立して暮らしたい」(8.2%)となっています。

図表2-36 将来希望する生活

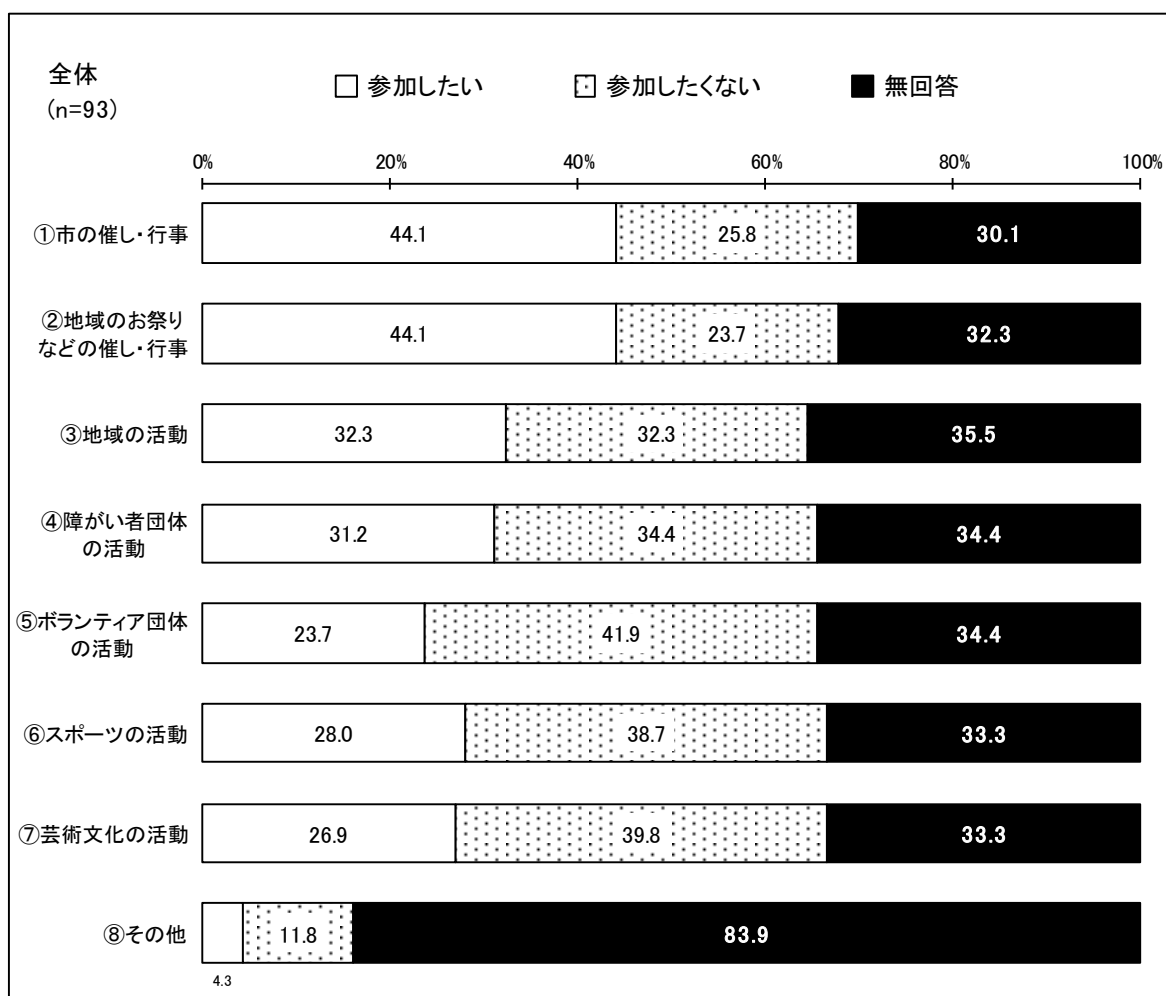


⑤ 県内障害者施設入所者アンケート

参加したことがある地域活動や行事（②今後の参加意向）

地域活動や行事への今後の参加意向については、①市の催し・行事、②地域のお祭りなどの催し・行事では「参加したい」が「参加したくない」を上回りますが、それ以外の項目では概ね「参加したくない」が「参加したい」を上回ります。

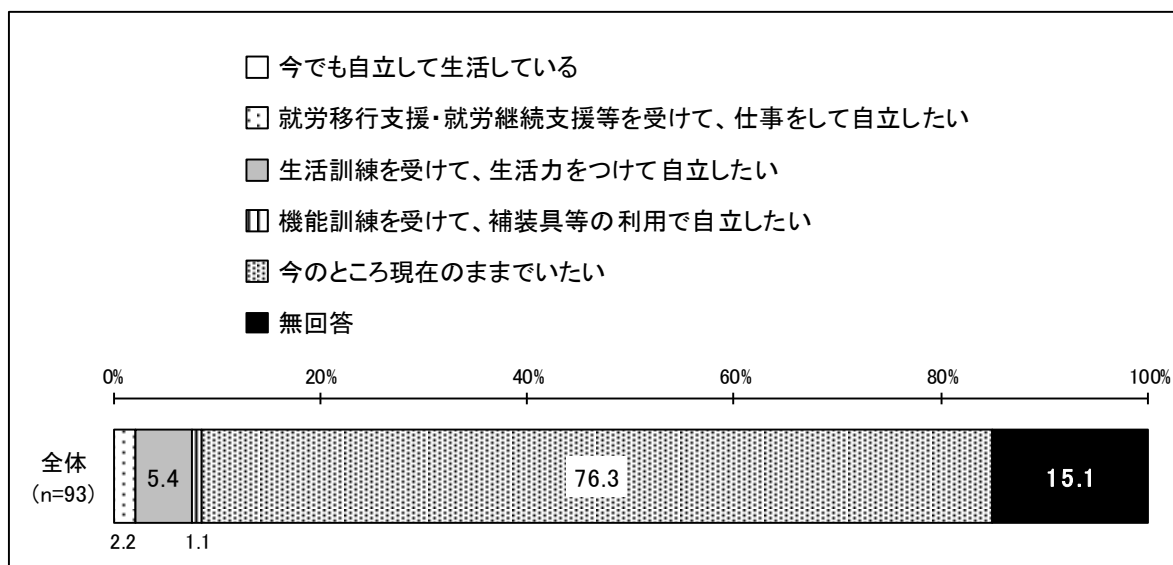
図表2-37 参加したことがある地域活動や行事（②今後の参加意向）



今後の社会復帰の目指し方

今後の社会復帰の目指し方については、「今のところ現在のまま（施設入所）でいたい」が 76.3%で最も多く、次いで「生活訓練を受けて、生活力をつけて自立したい」（5.4%）となっています。

図表2-38 今後の社会復帰の目指し方



第3章 計画の基本的考え方

第1節 障がい福祉をめぐる課題

第3次佐渡市障がい者計画で取り組むべき課題は、以下のとおりとなります。

1 就労支援への取り組みの強化

障がい者就業・生活支援センターはじめ、関係各機関の連携と協力により、障がい者雇用の促進を図っていますが、障がい者が企業等における一般就労へ移行する事例は、いまだ多くないのが実情であります。企業、事業所等における障がい者雇用の拡大を推進するとともに、一般就労が困難な人、さまざまな理由によって外出が困難である人に対し、短時間等の就労形態の開拓や障がい特性に応じて十分に能力を発揮できる就労の場が必要です。就労の場があることは、障がい者にとって生きがいにもつながることから、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク佐渡と連携し、就労に必要な技術修得機会の提供等の支援を行い、障がい者の就労環境を整備することが必要です。

2 障がいのある人とともに暮らす共生社会の実現

障害者差別解消法の施行をはじめ、障がい者に関する各種法制度の整備がなされ、適切な合理的配慮のもとに、障がい者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、社会的障壁が除去、改善される必要があります。また、障がいに対する適切な理解をすすめ、偏見や差別をなくし、地域社会において、市民と共生することを妨げられることのないよう、すべての人の基本的人権が尊重され、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができる共生社会の実現が求められています。

3 ライフステージ各段階における総合的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健、医療、福祉サービス、教育、生活環境、雇用、就労、文化、スポーツ活動など分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人及び家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速、かつ、的確なサービス提供につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的、総合的な施策の展開が求められます。

4 地域での生活が続けられる仕組みづくり

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、基本的理念として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」が掲げられています。特に本市では、「地域生活への移行」に関し、施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院されている精神障がい者の地域移行への環境整備が喫緊の課題です。また、本市は人口の減少とともに、障がいのある人を介護する家族等の高齢化が進んでおり、親亡き後の障がい者の支援も課題であり、成年後見制度の利用促進や障がい福祉サービス等の充実が求められます。適切な福祉サービスがいつでも受けられるよう、地域の人材を活用しながら、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活を実現できる仕組みづくりのため、関係機関がさらに連携を強化していく必要があります。

第2節 基本理念

「第2次佐渡市障がい者計画」では、「健やか」「思いやり」「安全安心」「障がい者の自立」をキーワードとして、基本理念に「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を掲げ、諸施策の推進を図ってきました。

「第3次佐渡市障がい者計画」においてもこれを踏襲し、これまでの施策をさらに充実し、推進することとします。

基本理念

障がい者の健やかな生活と自立を、
思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり

第3節 基本目標

基本理念である「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を実現するためのより具体的な目標として、また、分野別施策に対して共通的、横断的な方向性を示す目標として、次の基本目標を設定します。

基本目標1：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

障がい者が自らの意思で生き方を選択、決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、尊厳が保持され、権利が守られるよう、障がいに対する理解の促進と啓発に努めます。

基本目標2：共生のために連携と協働するまち 佐渡

佐渡市が離島であり、社会資源に限られる中で支え合いと共生が今後さらに重要とされる視点です。障がいの有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会を実現します。そのためさまざまな分野で市、市民、事業者ほか、関係する全ての人が連携、協働して障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境と仕組みを構築します。

基本目標3：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。一人ひとりの年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく、継続的に受けることができる体制を整備します。

第4節 主要施策

1 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

障がい者が原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報が、よりの確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

3 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。障害者差別解消法の理念の啓発に努めるとともに、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図ります。

4 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も障がいの有無にかかわらず、市民が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むためのさまざまな支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、障がい福祉サービスを支える人材の確保

も重要であり、その確保と質の向上に努めます。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

5 保健・医療の推進

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健、医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健、医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、治療が可能なものについては、これらに対する保健、医療サービスの適切な提供を図ります。

6 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、広報、啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた配慮を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

7 雇用・就労の支援と所得保障

雇用や就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは、生きがいにもつながります。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては、福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図ります。また、さまざまな理由により外出が困難である人には、短時間でも外出ができるような就労の場等が提供できるように、関係機関との連携を図り、総合的な支援を推進します。

8 教育・育成

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな支援が必要です。

学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等、乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育や教育を行います。

障がい者が、社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず、生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

9 社会活動への参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

第5節 施策の体系

基本理念及び基本目標のもとに各施策項目を配置し、その体系を示すと次頁のとおりとなります。

■施策体系

基本理念 障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり

基本目標1：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

基本目標2：共生のために連携と協働するまち 佐渡

基本目標3：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

主要施策1 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

- ① 移動・交通手段の充実
- ② バリアフリーの島(まち)づくり
- ③ 防災対策
- ④ 地域の安全対策

主要施策2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

- ① 情報アクセシビリティの向上
- ② コミュニケーション支援の充実

主要施策3 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 虐待の防止と権利擁護の推進

主要施策4 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

- ① 相談支援体制の充実
- ② 地域生活への移行
- ③ 生活安定施策の推進
- ④ 障がい者団体、保護者団体等への支援
- ⑤ 障がい福祉サービスの充実
- ⑥ 福祉サービスの評価と質の確保
- ⑦ 専門職の養成・確保

主要施策5 保健・医療の推進

- ① 障がいの予防対策の充実
- ② 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
- ③ 保健・医療・リハビリテーションの充実
- ④ 難病・発達障がいへの支援
- ⑤ 精神障がい者に係る精神保健福祉の取組、地域移行の促進及び医療における適正手続きの継続

主要施策6 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

- ① 理解・啓発活動の推進
- ② 福祉教育等の促進
- ③ ボランティア活動やNPO活動の支援
- ④ 選挙と政策決定への参加

主要施策7 雇用・就労の支援と所得保障

- ① 雇用の拡大
- ② 就労環境の整備
- ③ 所得保障・工賃水準の引き上げ

主要施策8 教育・育成

- ① 一貫した相談支援体制の整備
- ② 学校教育の充実
- ③ 支援体制の充実

主要施策9 社会活動への参加の促進

- ① 地域活動への参加促進
- ② スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進
- ③ 交流・ふれあいの拡充

第4章 基本計画

第1節 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

【現状と課題】

建築物や公共施設、公共交通機関、情報のバリアフリー化などを進め、安全で快適な都市形成を図ることは、誰にでも開かれたまちづくりにつながり、地域や家庭で住み続けていくためには、重要なこととなります。快適な生活環境を整えるため、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい特性に対応した情報提供を広めていくことが必要です。また、障がい者にとっての安全安心を確保するため、防災や防犯対策を充実させることも重要となります。

地域との連携の重要性や災害時のコーディネート等の人材育成など、避難行動に支援を要する障がい者とその家族が安心できる災害時の具体策を検討していくことが求められています。

【方向性】

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

1 移動・交通手段の充実

障がい者の移動の円滑化を図り、より生活しやすく、より社会参加しやすい環境を整備して、障がい者の生活の質（QOL）が向上するように、毎日の外出及び行動の支援を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①公共交通等の充実	・障がいのある人の日常生活、就労や趣味、余暇活動などの社会参加を促進するため、福祉有償運送等自家用有償旅客運送による輸送サービスを確保するとともに、路線バス、航路における障がい者割引の拡充を図るなど、利用しやすい公共交通体系の整備を進めます。
②福祉タクシー利用料金助成	・重度障がいのある人の有効な手段として、福祉タクシー料金助成券を交付します。
③障がい者自動車運転免許取得費助成事業	・障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得への助成を行います。
④身体障がい者自動車改造費助成事業	・一人ひとりの障がいの状態にあった自動車改造に必要な費用の助成を行い、身体障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

2 バリアフリーの島（まち）づくり

障がい者が安心して生活を送るためには、身近な生活環境において、障がい者の日常生活や活動を阻害する物理的なバリア（障壁）を解消することが必要です。障がい者にやさしい島（まち）づくりのために、道路、公園、交通機関を始め、公共施設のバリアフリー化を進め、車いすなどでも安心して移動できる、障がい者の利用に配慮された環境づくりを進めます。

また、視覚障がいや聴覚障がいのある人の安全性と利便性向上のため、音声による誘導や案内板の表示等による情報提供を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無や年齢にかかわらず、だれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を進めます。 公共施設の新設及び改修等に当たっては、バリアフリー化を推進していますが、今後とも、ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、より利用しやすい施設となるよう検討します。
②安全で快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備、歩道整備にあたって、段差解消や点字ブロック等の設置による安全で快適な道づくりを推進します。また、看板等の路上障がい物のない歩道環境について、市民意識の啓発を行います。
③公園・公共施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 公園や観光施設、道路、公共施設等の整備、改修にあたって、バリアフリー化を推進します。 多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等市施設の改善、整備を行い障がいのある人にやさしい島（まち）づくりを進めます。
④交通機関のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> バス路線や航路、空路などの公共交通機関の利用に関して、引き続き利用者の利便性の向上の視点から関係機関と連携し、路線バスの低床化や福祉タクシー車両の確保を図り、交通機関のバリアフリー化を更に推進します。
⑤民間建築物の整備改善の促進	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図るよう啓発活動を進めます。
⑥新潟県おもいやり駐車場制度の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県おもいやり駐車場制度に基づき、市関連施設等における障がい者等用駐車スペースの整備や案内板設置を進めます。また、新潟県と協力し、市内でのおもいやり駐車場協力施設が増えるよう制度の普及に努めます。

3 防災対策

災害時においては、障がい者は特別な支援を要することから、災害時の対応を想定した避難誘導體制の整備や避難所などにおける支援体制を整備し、市全体で防災対策を進めていく必要があります。自力避難の困難な障がい者の把握をはじめ、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進し、併せて災害時要援護者台帳の整備や活用について検討していきます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①避難誘導體制の整備	・市地域防災計画に基づき、障がいのある人など避難行動要支援者に対し、自主防災組織及び町内会長と協力して、近隣住民の共助意識向上に努め、避難誘導體制について検討し、個別計画の作成を推進します。
②広域避難所（福祉避難所）の整備検討	・障がい者などの避難行動要支援者の災害時の収容を想定して、指定避難所（福祉的避難所）における収容方法について検討を行うとともに、障がい者の避難を想定した備品、用具等の備蓄などに努めます。また、避難所等への手話奉仕員の派遣を行います。
③障がい者など災害時要援護者対策の推進	・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の個別計画の作成を推進します。
④緊急通信システムの充実	・聴覚、言語機能障がいのある人のために、ファクシミリ及び電子メールによる119番通報の普及を図ります。
⑤地域ぐるみの防災体制の整備	・地域の自主防災組織を中心に、高齢者や障がいのある人が安全で安心して、暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを支援します。
⑥避難行動要支援者名簿の整備と活用	・避難行動要支援者を登載した名簿を更新するとともに、名簿を活用して、災害時などの緊急時に避難できるよう、誰が誰をどのように助けるのか、各自主防災組織及び町内会長などとも協議し、個別計画の作成を推進します。
⑦冬季における除雪対策	・障がい者世帯に対し、冬季の除雪対策の支援を引き続き行います。

4 地域の安全対策

近年、特殊な手口の詐欺などの犯罪が多発しており、障がい者が悪質商法等による消費者被害に遭うケースが見受けられることから、障がい者やその家族に対して、被害事例についての周知を行い、被害を未然に防ぐことが必要となります。また、障がい者や高齢者などの安全のために、交通安全対策が大きな役割を果たしています。

地域の安全の確保のため、地域自治会や安全安心まちづくり協会、警察署とも連携した防犯対策や消費者対策を行います。また、障がい者の安全な地域生活のために、交通安全対策に取り組み、安全な島（まち）づくりを進めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①地域防犯体制の確立	・地域において障がいのある人を守るため、防犯思想の普及及び啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
②消費者被害の防止	・消費者被害の未然防止に向けた出前講座を実施するなど、障がい者が被害に遭わないよう啓発活動を積極的に行い、悪質商法に巻き込まれないよう関係機関と連携し、正しい情報の提供に努めます。 ・障がい者施設に対して、定期的に消費者トラブルの情報を提供することにより、障がい者が被害に遭わないよう見守りの体制の強化を図ります。
③交通安全対策	・障がい者が地域生活を行うにあたり、周辺地区の交通安全対策を行うとともに、障がい者団体や交通安全協会等の交流などにより、障がい者に対する安全教室の実施を検討するなど、対策の更なる強化を図ります。

第2節 情報アクセシビリティの向上と

コミュニケーション支援の充実

【現状と課題】

障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいにかかわらず、必要なときに福祉制度や生活に関するさまざまな情報入手し、円滑に意思疎通や相談ができる環境が不可欠です。

【方向性】

障がい者が原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報が、よりの確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

1 情報アクセシビリティの向上

障がい者が、可能な限りあらゆる場所で、自ら選択した手段により意思を表明し、伝達できるようにするとともに、広報などの既存の情報提供手段やIT（情報技術）などを有効活用した情報バリアフリー化を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
① 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none">市広報について、視覚障がい者や聴覚障がい者に情報提供できるよう音声化等について、検討を進めます。障がい福祉の制度内容をわかりやすく説明した「障がい福祉の案内」を配布して、事業・制度の周知を図ります。
② 障がいのある人のためのホームページ等の充実	<ul style="list-style-type: none">制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努めるとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報提供を検討します。
③ パソコン教室	<ul style="list-style-type: none">誰でも情報取得が簡単にできるよう、公民館活動でパソコン教室を開催します。

2 コミュニケーション支援の充実

手話奉仕員や要約筆記奉仕員などの専門職の確保によるコミュニケーション支援体制の充実を図り、意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニーズに応えられるよう努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成	・聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の養成を関係機関と連携して行います。
②手話奉仕員や要約筆記奉仕員等の派遣	・佐渡市コミュニケーション支援事業の周知に努め、事業の充実を図ります。また、聴覚障がい者が参加する事業等に、手話奉仕員等を派遣するよう周知に努めます。
③福祉用具の給付	・障がいのある人が、容易に情報を得られるよう福祉用具の適正な給付を継続します。

第3節 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

【現状と課題】

平成28年4月1日「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政機関及び民間事業者による障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」とともに、行政機関については、社会的障壁を取り除くために必要な「合理的配慮の提供」が義務付けられました。同年5月には、認知症や知的障がい等判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が施行される等、障がいのある人の人権尊重と権利擁護に向けた、法の整備が進められています。

本市でも、障がいのある人に対する差別や偏見を解消し、尊厳と権利を保障するための総合的な施策をさらに、推進する必要があります。

【方向性】

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。障害者差別解消法の理念の啓発に努めるとともに、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図ります。

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者も市民の一人として、平等で、自由に、そして安心して地域社会の中で生活できる環境づくりに取り組むとともに、障がい者の差別解消に向けた周知活動をさらに推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者差別解消への対応	<ul style="list-style-type: none">・市民に対して、障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。・市職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領に基づき、合理的配慮を推進します。

施策・事業	施策の概要
②合理的配慮の提供などに関する啓発	・地域における合理的配慮の提供や障がい者に対する身近な差別の解消を促進するため、市民や事業主等に対し、差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を紹介しながら、差別解消に関する啓発を行います。

2 虐待の防止と権利擁護の推進

関係機関と連携し虐待防止の啓発を充実させ、虐待の予防を図るとともに、虐待が発生した場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援体制の確立を目指します。また、成年後見制度その他の権利擁護のための取り組みについて、より実効的なものとなるよう検討し、必要な措置を講じます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	・障がいのある人の人権を尊重し、虐待のない地域をつくるため、福祉施設職員や市民に対し、虐待防止のための意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。
②虐待等への的確な対応のための体制整備	・障がいのある人の虐待事例に対応する機関である「虐待防止センター」における、虐待を受けた障がい者の保護や支援等を充実し、障がい者等に対し、相談窓口を十分に知ってもらうため、啓発活動に取り組むとともに、虐待事例の通報や相談に対して迅速な対応を行います。 ・虐待の未然防止等に対する方策をより充実したものとし、地域自立支援協議会を通じて、各関係機関のネットワークを活用し、啓発の推進に取り組みます。
③相談体制の強化	・法務の専門家等関係機関との連携により、人権に関する相談体制の強化を図ります。
④障がい者に対する権利擁護	・判断能力が不十分な障がい者が、地域で安心した生活が送れるように日常的相談や援助、金銭管理が行えるよう社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知、普及を図ります。
⑤成年後見制度普及の推進	・知的障がいや精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人を保護するために地域自立支援協議会権利擁護部会を活用し、成年後見センターをはじめ、関係機関と連携するとともに、成年後見制度利用の促進を図ります。
⑥成年後見制度の利用支援	・成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、費用の負担が困難であること等の理由で、利用が進まない者に対して支援するとともに、制度等の周知に努めます。

第4節 生活支援・福祉サービスの充実と

意思決定支援の推進

【現状と課題】

障がい者のためのさまざまな制度改革が行われ、市内の障がい福祉サービス事業所の協力のもと、障害者総合支援法に基づくサービスや地域生活支援事業など障がい福祉サービスの充実に努めてきましたが、障がい者及び家族等の高齢化、障がい者の重度及び多様化が進んできており、今後の対応が課題となっています。また、サービスを支える障がい福祉サービス事業所において、人材の確保及びサービスの質の向上が課題となっており、制度の動向等も踏まえつつ、サービス基盤の確保や質の向上に資する対応について、検討していく必要があります。併せて、自立支援給付と介護保険給付の適用関係について、当該給付調整規定に基づき、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は原則、介護保険給付を優先して受けることとなりますが現状、障がい者が障がい福祉サービスを必要とする理由は多様であることから、介護保険サービスへの移行が課題となっており、今後、介護保険サービスへの円滑な移行について、検討していく必要があります。また、地域交流や創作活動の場、余暇を過ごすための環境など、幅広い日中活動の場、機会についても充実が求められています。そのほか、多岐にわたる相談窓口がある中で障がい者、家族等の市民に対して、よりわかりやすい窓口の案内を提供できるよう検討していく必要があります。

【方向性】

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実に推進してきましたが、今後も障がいの有無にかかわらず、市民が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むためのさまざまな支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実に努めます。併せて、障がい福祉サービスを支える人材の確保も重要であり、その確保と質の向上に努めます。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

1 相談支援体制の充実

障がい者本人の自己選択、自己決定を原則に、安心した生活を送ることができるよう、さまざまな相談に適切に対応できるようにするには、地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制を確立し、各種専門機関への情報提供、連携を図りながら総合的、かつ、効果的なサービス基盤を整備します。

また、市民、事業者、企業、ボランティア、NPO等がそれぞれの責任と役割による連携、協力のもと、公的なサービスとそれ以外のさまざまなサービスを組み合わせた総合的なサービス提供の仕組みづくりに努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、市役所本庁に「佐渡市障がい者基幹相談支援センター」を設置しました。同センターは、総合相談窓口として幅広い相談に対応し、適切な関係機関等につなぐ役割もあることから、障がい者及び家族等、市民に対し、更なる周知を図るとともに、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。さらに、福祉施設についても地域の身近な相談窓口として連携を図り、支援を行います。 ・障がいのある人の生活全般や施設利用、福祉サービスなどについての相談ができる相談員を配置します。 ・精神障がいのある人の相談にも対応できるように、精神保健福祉士等による相談体制の充実を図ります。
②相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、在宅サービスの情報提供や相談を行う相談支援事業の充実を図ります。 ・利用者個々の状況に合わせ、必要なケアマネジメントを行い、サービス等利用計画の作成を行います。また、関係事業所と連携し、必要な人材の確保及び育成に努めます。
③組織の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会を中心に関係機関の連携を強化し、障がい者一人ひとりの状態に応じたサービス提供がなされるよう、制度を知らない障がい者及び家族等に対し、適切な説明を行い、サービスの提供量の確保及び質の向上に努めます。
④見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会など、関係機関と地域のボランティア等が協力した地域ぐるみの見守り活動等を促進し、連携体制強化を継続します。
⑤民生委員児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう定期的な研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。

施策・事業	施策の概要
⑥障がい者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着した身近な相談者として、気軽に相談ができるよう研修や啓発を通じて資質を向上し、連携の強化を図ります。また、より当事者の立場に立って、親身に相談ができるように、当事者や保護者等の確保推進に努めます。 ・市内 10 地区に障がい者相談員が配置されるよう努めます。

2 地域生活への移行等

障がい者の地域移行に際し、生活拠点となるグループホーム等の福祉施設を確保するほか、民間借家などの確保を図ります。また、自宅で生活する場合でも、手すりの設置など住宅改修が必要となる場合には、必要な支援を行い、地域移行を促進します。加えて、公営住宅への入居など、市の住宅施策との調整の中で障がい者の地域での継続的な生活や施設入所から地域への移行を支援する暮らしの場の確保を目指します。また、自立支援給付（障がい福祉サービス）から介護保険給付（介護保険サービス）への移行を円滑に行えるよう検討を進めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者施設等の充実	・グループホームなど障がいのある人の地域生活を支援するための居住の確保に努め、第5期佐渡市障がい福祉計画に目標値を明示します。
②一般住宅の確保の支援	・民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた居住サポート事業に取り組みます。 ・市営住宅への入居など、市の住宅施策との連携、調整を行い、障がいのある人の居住の確保に努めます。
③住宅改修の支援	・障がいのある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたって相談の充実と住宅改修費の助成を行います。
④生活支援へのボランティア参加促進	・社会福祉協議会等との連携により、障がい者の通院、買い物などの日常生活を支えるボランティア活動への支援を行うとともに、市民に対し、積極的な参加を呼びかけます。
⑤介護保険と連携	・自立支援給付（障がい福祉サービス）から介護保険給付（介護保険サービス）への円滑な移行を図るため、各関係機関と連携できる仕組みづくりを検討、構築し、移行しても安心した生活が送られるよう対応していきます。

3 生活安定施策の推進

障がい者が自宅や地域で自立して生活するために、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めるとともに、通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度等の周知及び活用を図り、障がい者の生活の安定、改善に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者に対する医療費、入院時食事療養費標準負担額及び訪問看護療養費を助成します。
②特別障害者手当・障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳以上であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に特別障害者手当を支給します。 ・20歳未満であって、精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする人に障害児福祉手当を支給します。
③特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の重度、または中度の心身障がい児を監護している父または母、及び心身障がい児を父母にかわって養育（同居、監護、生計維持）をする人に特別児童扶養手当を支給します。
④自立支援医療費助成、精神障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療、育成医療、精神通院医療等に該当する心身障がい者（児）、精神障がい者等に対し、自立支援医療費の支給を行います。 ・佐渡市精神障害者医療費助成事業を継続して実施します。
⑤心身障害者及び精神障害者作業所等通所費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉施設に作業のため通所している人に対して、交通費の一部を助成します。
⑥各種年金制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する障害基礎年金等の公的年金制度について、わかりやすいパンフレット等を用いての周知を図るとともに、必要な支給事務を行います。

4 障がい者団体、保護者団体等への支援

障がい者を抱える家族の負担は、障がい者の状態によっては24時間のケアが必要なため大きな負担となっている方もおり、また、さまざまな悩みを抱えている現状があることから、障がい者団体、保護者団体等の活動に対して支援を継続して行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体の活動が充実するよう継続して支援します。 ・障がい者団体の活動等が活発化するよう支援方法の検討を各障がい者団体事務局等関係機関等と協議します。

施策・事業	施策の概要
②保護者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の家族が一人で悩みを抱えることがないように、保護者団体等への参加を勧めるとともに、相談支援機関等による総合的な支援体制づくりに努めます。 ・小規模な親の会等との連携を検討するとともに、孤立する恐れのある未入会の保護者に対し、保護者団体への参加を促すよう関係機関と連携し、対応します。

5 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが確保され、自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備します。

なお、数値目標等は、「第5期佐渡市障がい福祉計画」「第1期佐渡市障がい児福祉計画」によります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、施設整備等を進めていきます。 ・必要に応じて、障がいに合った補装具の交付、修理に係る費用の一部を支給します。
②地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画に示す数値目標を目指し、関係機関との連携により、必要な整備を進めていきます。

6 福祉サービスの評価と質の確保

障がい者の状況やニーズに応じて適切な支援が効果的に行われ、質の高いサービスが提供されるよう、事業者に対する指導、支援を行うとともに、利用者から提起される苦情に対してサービス提供事業者への指導及び助言を行うなど、サービスの改善策に取り組み、障がい福祉サービスの更なる質の向上につながる仕組みづくりに努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①苦情解決体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と連携を図ります。 苦情相談窓口担当者との連携を図るための会議等の検討を進めます。
②情報開示の適切な運用指導	<ul style="list-style-type: none"> 開示が義務付けられている情報や自己評価の結果など、利用者がサービスを選択する上で役に立つ情報が適切に開示されるよう、事業者の指導に努めます。
③福祉サービスの評価	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が提供するサービスの質を地域自立支援協議会において客観的に評価するなど、事業評価を行い、事業の改善につなげていきます。

7 専門職の養成・確保

障がいのある人が持つ悩みや問題は、その障がいの種類や程度、年齢、家族や環境、社会の状況などさまざまな要因により個別性が強く、また、社会保障制度が目まぐるしく変化する中で、適切な支援を行うためには、専門知識と技術を備えた人材の育成が必要とされています。人材の確保や育成に努めるとともに、多様な障がい特性に対応できる専門的技術の向上に向け、地域自立支援協議会において、情報交換など連携体制の構築を図るとともに、地域において、障がい福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談及び指導が行われるよう、民生委員児童委員の研修等を開催し、関係機関との連携のもと適切な対応を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①社会参加等を支援する人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話奉仕員等やスポーツ、文化活動等の支援者の養成を検討します。
②福祉に携わる職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県等関係機関と連携し、行政や施設の職員に対して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
③相談支援専門員の確保	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成のため、相談支援事業所との連携により、相談支援専門員の育成及び確保に努めます。 関係機関と連携し、相談支援専門員勉強会を開催するとともに、専門員の質の向上に努めます。

第5節 保健・医療の推進

【現状と課題】

本市では、妊婦の健康診査から高齢者の介護予防まで、あらゆるライフサイクルに沿った取組を推進し、障がい者一人ひとりの保健、医療ニーズに応じた必要な情報提供や相談対応に努めるとともに、障がいの要因となる疾病の予防や障がいを早期に発見し、対応できる体制の構築に努めています。

今後も、障がい者や難病患者などが、保健、医療、リハビリテーションなどの適切なサービスの提供を受け、健康を維持増進させられるよう、関係機関との連携体制の強化に努め、また、障がいの発生を予防する観点から、心の健康づくりも含め、あらゆる年代の全ての市民の健康づくりを推進していくことが重要です。

【方向性】

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健、医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健、医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、治療が可能なものについては、これらに対する保健、医療サービスの適切な提供を図ります。

1 障がいの予防対策の充実

障がいの発生や生活習慣病等の疾病の予防のために、特定健康診査、特定保健指導の充実を図り、食育を含めた市民の健康保持、増進を促進するとともに、市民の心の健康保持、増進のための相談事業等の充実を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①事故の防止	<ul style="list-style-type: none">・障がいの原因となる事故を減らすよう、交通安全対策を進めます。また、各事業所に対しても作業現場における安全対策の徹底を要請し、事故の起こらない環境づくりに努めます。・障がい福祉施設においても、作業現場における安全対策の徹底を指導し、事故の起こらない環境整備について関係機関等連携し、検討を進めます。

施策・事業	施策の概要
②ひきこもり対策やうつ の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりやうつ予防として、外出支援や文化活動、交流会などを通じて、仲間づくりや生きがいを支援します。 ・地域自立支援協議会ひきこもり部会を開催し、各関係機関の役割を明確にするとともに、ひきこもりに関する支援団体等の紹介を広く、広報及び啓発していきます。
③歯科保健医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・治療が必要な人には早期受診を勧め、口腔衛生の保持、増進に努めます。 ・関係機関と協力して事業を継続し、歯科治療や健診が受けられる環境づくりに取り組みます。
④相談支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医による「こころの健康相談会」を定期的に開催するほか、保健所の相談員、市の社会福祉士や保健師等が随時相談を受け、適切な支援を行います。
⑤食育と栄養対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて健全な生活を実現し、健康を確保するために食育推進計画に基づき、家庭や地域はもとより、各地域の組織等との連携により、食育を推進します。

2 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図りながら、乳幼児健康診査等の各種健診により、疾病や障がいの早期発見及び早期治療に努めるとともに、障がい者に関わる保健、医療分野で、障がい者が健康的な日常生活を送れることや乳幼児期から高齢期まで、安心して治療やリハビリテーションが受けられる体制づくりに努めます。

また、精神保健分野については、精神障がい者の適切な医療を確保するとともに、佐渡保健所や県精神保健福祉センター等と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①妊産婦・乳幼児健康 診査等の保健事業 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診及び幼児健診の受診率の更なる向上を図るとともに、小児科医による診察、指導や保健師による相談により、疾病等の早期発見に努めます。 ・産婦健診の公費負担により、経済的負担を軽減します。

施策・事業	施策の概要
②保育園等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園等の入園前の障がいのある乳幼児に対し、安心して保育園等に入園できるよう、保育園等と関係機関が連携し、入園の調整をします。 ・ 保育園等と関係機関の連携により、障がいの早期発見に努めると共に、障がいの疑いのある乳幼児に対して適切な対応に努めます。また、障がいのある乳幼児等の保育については、対象保育園等に加配保育士等を配置し、保育体制の整備を進めます。 ・ 園巡回で発見した発達の気になる子どもを、園の現場で適切に対応できるよう、保育士等のスキルアップを目指し、研修会を継続します。
③早期療育体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健診において、障がいの早期発見、早期治療及び早期療育の実現を図ります。 ・ 早期療育のために保健、医療、福祉、教育等が連携し、相談機能の強化を図ります。また、親や家族等に対し、障がいに対する正しい知識の普及啓発と発達状態に応じた個別相談や関係機関の紹介等の支援の充実を図ります。 ・ 専門職を確保して発達検査を実施するほか、父親や祖父母向けのペアレントトレーニング等の実施など、対象者を拡大します。
④発達障がいの早期発見から早期療育、その後の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいが見つかった場合には、関係機関と連携し、早期に相談支援や適切な対応がとれるよう体制の強化を図ります。 ・ 乳幼児期から学童期、青年期に向けての継続的な支援により、適切な就学等ができるよう、また、卒業後も就労及び自立に向けて、適切な支援が受けられるよう、各関係機関と連携の強化を図ります。
⑤障がいに関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等へ自閉症や知的障がい、軽度発達障がいなど障がいに関する普及、啓発を効果的に実施するため、関係機関等において検討し、実施していきます。

3 保健・医療・リハビリテーションの充実

若年期からの健康づくりに重点を置いた特定健康診査、特定保健指導等の事業を充実し、生活習慣病の予防、ひいては生活習慣病が原因で起こる障がい発生の予防につながる健康づくり対策の強化を図ります。

また、障がいの軽減を図り、自立を促進するために、自立支援医療等の給付事業、身近な地域における機能訓練事業や精神障がい者も対象とした総合的な地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①特定健康診査・特定保健指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上により、メタボリックシンドロームや生活習慣病対策を進め、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。 ・未受診者に対する受診勧奨を継続して、受診率を向上させるとともに、生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。
②障がいのある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡医師会との連携により、障がいのある人が必要な医療を、身近で受診できる環境の整備に努めます。 ・障がいのある人やその家族に対し「かかりつけ医」を持つよう啓発を進めるとともに、受診環境の整備と医師の確保に向けた対策について、関係機関と検討します。
③リハビリテーション体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいにより、身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練を充実します。 ・介護保険制度との連携を図り、加齢に伴う身体機能が低下した障がいのある人へのリハビリテーションを充実します。 ・自立訓練（機能訓練）利用に係る支援について、関係機関等と連携し検討を進め、また、介護保険等対象者については、事業継続し内容等の充実に努めます。
④医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費給付制度について周知を行い、障がいの原因となる疾病の予防と治療、進行防止等への経済的負担を軽減するため、自立支援医療費等の助成を行います。

4 難病・発達障がいへの支援

障がい者には、定期的な医療を必要とする人も多く、特に難病患者は療養が長期にわたるため、精神的、経済的な面にも配慮した支援が必要です。さらに、身近な地域での包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、ライフステージを通じて継続的な支援が行われる仕組みを構築します。

また、発達障がい者への支援についても、関係機関と連携して、市の療育体制を整備します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
① 発達障がい等への支援	<ul style="list-style-type: none">・発達障がいの専門職員の配置により、相談支援体制の強化、発達障がいに対する理解の醸成、療育を担当する職員の資質の向上を図り、現状の把握と関係機関による特別支援連携体制の構築を行います。・発達障がい児の子育て、関わり方の勉強会（ペアレントトレーニング）をより充実して行い、発達障がい児の子育て支援等を継続して行います。・地域自立支援協議会療育支援部会を開催し、関係機関と連携して、市の療育体制を整備します。
② 高次脳機能障がいへの対応	<ul style="list-style-type: none">・高次脳機能障がいの実態を把握し、佐渡保健所等関係機関と連携して対応を検討します。
③ 難病対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・障がい者、高齢の福祉制度に該当しない難病患者に対して、在宅での日常の支援を行う難病患者等居宅生活支援事業を行います。

5 精神障がい者に係る精神保健福祉の取組、地域移行の促進及び

医療における適正手続きの継続

精神障がい者に対する精神保健福祉の充実、強化を図るとともに、地域移行を進め、適正な医療手続きを継続します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①精神保健福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活のしづらさを抱える障がい者に対し、相談に乗り、障がい特性に応じた支援を関係機関と連携し行うとともに、障がい者が自らの意思で生き方を選択、決定することができ、安心して地域生活を送れるように「一人ひとりが自分らしい人生を歩む～しあわせプランの実現～」を目標に精神保健福祉の充実を図っていきます。 日常生活上必要な訓練及び指導など、本人に対する活動支援等を実施することで、社会生活技能及び就労意欲の向上等を図り、再発の防止並びに社会復帰の推進するため、精神障がい者生活支援事業を継続して実施します。 地域自立支援協議会精神障がい部会を開催し、各関係機関と連携して市の相談支援体制を強化します。
②精神障がい者の地域移行の促進	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医療機関、一般相談支援事業所等関係機関と連携し、精神障がい者の特性に応じた支援を行い、円滑に地域へ移行できるように環境づくりに努めるとともに、地域移行の促進を図ります。
③医療における適正手続きの継続	<ul style="list-style-type: none"> 医療における適正な手続きの継続を佐渡保健所、医療機関等関係機関と連携し維持します。
④精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市民等へ統合失調症、うつ病など障がいに関する普及及び啓発を効果的に実施するため、関係機関等において検討し、実施していきます。

第6節 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

【現状と課題】

障がいのある人もない人も、それぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重される存在です。しかし、障がいや障がい者の特性及び必要な配慮等についての理解が十分に進んでいるとはいえない状況です。障がいや疾病等に対する理解の促進について、主に広報紙やホームページ等を活用した情報発信や市民の交流機会などを通じて行っているものの、十分に浸透しているとはいえません。

また、障がい者に関わる法制度は大きく転換しており、新しい制度やサービス内容などを改めて周知する必要があります。

【方向性】

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対しての理解を促進するため、広報、啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた配慮を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

1 理解・啓発活動の推進

障がいや障がいのある人に対する偏見をなくし、理解を深めていく取り組みを充実し、障がいのある人の地域での自立生活を支え、社会参加活動を促進できるように地域環境を目指します。

また、身体障がい者福祉協議会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族連合会等の団体活動においても広く、市民への啓発活動に取り組むよう促進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①テレビ・広報等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・ CNSテレビ、市報さど等を活用して障がいに関する情報を提供します。また、市民へ障がいや障がいのある人に関する啓発を進めます。・ 今後は、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による啓発活動を実施します。

施策・事業	施策の概要
②インターネットの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページを活用して本計画を公表するなど市民に対する啓発を進めます。 ・制度改正や障がい福祉に関する情報など、随時最新情報に更新するとともに、ホームページの構成について、よりわかりやすい内容になるよう努めます。
③障がいの理解、人権教育の啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の社会参加促進のため、各種イベントや大会、研修会等の活動を支援し、障がいに対する正しい理解の普及に努めます。 ・障害者週間や人権週間の周知を図り、障がいの理解、人権教育を推進するとともに、効果的な取り組みについて関係機関と連携し、検討を進めます。

2 福祉教育等の促進

学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会を提供するよう努めます。

また、市職員や公共サービスに携わっている人に対して研修等を行い、障がいに対する理解と意識の向上を図るとともに、生涯学習事業による啓発活動を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等や学校などにおける福祉教育を推進します。
②職員等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職員への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
③公共サービス従事者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスに携わる職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。
④生涯学習を通じた障がい者の人権に関する学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習を通じた、障がい者の人権に関する学習機会を充実します。 ・新潟県他関係機関と連携し、障がいのある人の支援に必要な基本的知識の普及に努めます。

3 ボランティア活動やNPO活動の支援

障がいのある人やその家族等の生活支援を充実するために、ボランティア活動やNPO活動の充実が必要です。ボランティア活動やNPO活動を育成するとともに、必要な情報を市民各層へ提供し、活動への参加促進を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①ボランティアやNPOの育成と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する相談や研修機会の充実など、ボランティアセンターとしての社会福祉協議会の育成機能やコーディネート機能の充実を促進します。 ・障がい者の支援のためのボランティアやNPOの育成を支援するとともに、相互の交流や情報交換の機会の充実を図ります。 ・市報さどや社協だより等の広報誌など、多様な媒体を活用したボランティア活動、NPO活動に関する情報を市民へ提供します。
②市民各層のボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民各層のボランティア活動、NPO活動への参加を図るためのボランティア養成講座や精神保健普及啓発講座を開催し、市民の理解を深めていただけるよう努めます。 ・社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターへの登録が促進されるよう支援します。また、自主的な活動の支援について検討します。

4 選挙と政策決定への参加

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①選挙情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・国等から配布される障がい者用の各種啓発物資については、配布が行き届くよう関係機関と調整します。また、障がい者の状況に配慮した広報活動などに努めます。 ・制度の周知を図ることで、障がい者の選挙権行使の機会を確保します。

施策・事業	施策の概要
②投票所の対策	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の投票を支援するため、障がい者用の駐車場の確保を行うほか、投票所のバリアフリー化を行うなど、投票所の改善に向けて関係者と協議します。また、視覚障がいや聴覚障がいなど、それぞれの障がい者に対応した投票方法について、国や県へ働きかけます。
③各種審議会等への参加の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 市の政策を方向付ける各種審議会等への参加に対し、ソフト及びハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために、必要な環境の整備を検討します。

第7節 雇用・就労の支援と所得保障

【現状と課題】

全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するためには、職業を通じた社会参加が重要です。障害者雇用促進法の改正等により、障がい者雇用の一層の促進が図られ、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど、障がい者雇用対策の各施策が推進されています。今後も、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労の場の充実を図ります。また、さまざまな理由により外出が困難である人には、きっかけとして短時間でも外出ができるような就労の場、福祉的就労の場が提供できるよう検討し、関係機関との連携を図り、総合的な支援を行っていくことが必要です。

【方向性】

雇用や就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは、生きがいにもつながります。働く意欲のある障がい者がその適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関との連携を図り、総合的な支援を推進します。

1 雇用の拡大

ハローワーク佐渡、佐渡連合商工会、障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携を図りながら、企業等へ障がい者雇用への理解促進の啓発、障がい者の法定雇用率制度の周知及び法定雇用率について、達成するよう働きかけるとともに、障がい者が安心して働けるよう、一般就労及び福祉的就労を含めた就労機会の整備を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①事業主への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用支援月間などを中心に市内の事業主に対して、障がいのある人の雇用についての理解の促進及びさまざまな就労形態（季節的就労、グループ就労、短時間就労等）での受け皿の確保推進を図り、雇用ができるよう協力を要請していきます。 ・地域自立支援協議会就労支援部会において、関係機関と連携し、事業主への啓発事業を進めます。
②障がい者雇用率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワーク佐渡、障がい者就業・生活支援センター等と連携して、市内の事業所に対し、障がい者の雇用を呼びかけるとともに、佐渡特別支援学校等と連携し活動していきます。
③障がい福祉サービスの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労移行が進むよう就労移行支援事業の充実、また、就労継続支援等の障がい福祉サービスの強化を図ります。 ・地域自立支援協議会就労支援部会において、就労移行支援事業等の充実に向けて実施内容等の検討を進めます。
④就労に向けた体験実習の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労に向けてさまざまな業種の仕事について体験できるよう、実習・学習機会の整備を行います。また、佐渡市における実習受入について検討を進めます。
⑤公的機関における雇用拡大の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関における事務や作業などについて、障がいのある人の雇用を行います。 ・ハローワーク佐渡及び障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、雇用拡大の推進を図ります。

2 就労環境の整備

障がい者の能力に応じて可能な限り就労できるよう、各種セミナー等を開催するとともに、就労に関する相談、必要な指導及び助言など必要な援助を行い、障がい者の就労環境の整備に努めます。

また、障がい者就業・生活支援センターと連携し、就職に必要な技能修得の支援や生活指導などを行います。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①雇用環境の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所や障がい者施設に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう、情報提供や相談に努めます。

施策・事業	施策の概要
②グループ就労や短時間就労の促進	・障がいの特性や個人の日々の状況に応じて、柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労など、就労形態の多様化を検討、要請します。
③各種助成制度の周知	・障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら、障がい者雇用納付金制度に基づく助成など、障がいのある人の雇用を促進する各種制度の周知を図ります。
④就労相談、職場定着と継続就労への支援	・障がい者就業・生活支援センター等と連携し、就労への一貫した支援と総合的な相談支援の体制の確立に努めます。 ・就労先に出向き、障がいのある人と企業の双方に定着指導を行うジョブコーチの派遣制度を活用し、安心して仕事を続けられる支援を行います。また、市内事業所等にジョブコーチを早期に配置できるよう検討を進めます。
⑤公共職業訓練施設との連携	・障がいのある人の雇用が促進されるよう、公共職業訓練施設等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。

3 所得保障・工賃水準の引き上げ

佐渡授産ネットワークを活用し、所得の向上を図るために関係機関との連携を強化していますが、さらに、事業所に対しての働きかけも強化するなど、積極的な対応に努めていきます。また、就労継続支援B型事業所等で働く障がい者の工賃水準を引き上げる取り組みを、関係機関と連携し促進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①所得の保障	・障がい者の所得について、事業所など関係機関との協力により向上を目指します。 ・障がい者就労の促進を図り、また、給料賃金等が向上するよう地域自立支援協議会就労支援部会を通じ、関係機関と連携し検討を進めます。
②工賃水準引き上げの取り組み	・地域自立支援協議会就労支援部会及び佐渡授産ネットワークにおいて、障がい福祉施設で働く、障がい者の工賃水準の引き上げについての検討を進め、授産品応援サポーター事業の周知及び利用拡大を取り組んでいきます。 ・県外を含め、授産品の販路拡大を図るため、佐渡授産ネットワークにおいて、インターネットの利用を検討するなど、障がい者施設や関係機関と連携し取り組んでいきます。

第8節 教育・育成

【現状と課題】

障がい児が個性を尊重し、それが発揮されるよう、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加のために必要な力を養うためには、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じた、きめ細かな教育や療育が求められます。また、子どもの育成や教育に関して、さまざまな悩みや不安を抱えている保護者に対しての十分な情報提供と、障がいの状態や子どもの成長に合わせた教育環境の整備が求められています。

【方向性】

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな支援が必要です。

学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等、乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育や教育を行います。

障がい者が、社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず、生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

1 一貫した相談支援体制の整備

子ども一人ひとりの特性を活かした障がい児教育の充実を目指して、教育環境の整備や介助員等の充実を図るとともに、教育、福祉、医療、労働分野の緊密な連携により、本人の意向や能力、障がいの状況等を踏まえ、学校卒業後の適切な進路指導の充実に努めます。

また、障がいのある幼児等の療育については、保育施設等の改善、保育士の専門性の向上に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、障がいのある幼児等の保健医療や療育等の総合的な指導体制づくりに努めます。

さらに、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校における特別支援教育の推進など、障がいに対応した支援を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①育児相談・健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所で気軽に育児に関する相談ができるよう、体制を整備します。 ・問診内容の充実やスキンシップ、仲間づくり等により乳幼児健診の充実を図ります。
②地域子育て支援拠点事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・未就園児童と親が、親子で参加する地域子育て支援拠点事業等において、保健師等と連携をとりながら、障がいの有無を見極め、早期の療育につなげていきます。
③保育園等における受入体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等における、障がい児の受入体制の充実を図るとともに、保健師等との連携による障がいの早期発見にも努めます。 ・加配職員の配置など、受入体制の充実を図るとともに、巡回支援、研修等を継続し、保育者のスキルを向上します。
④子どもの発達相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や保育園等での生活が円滑に送れるよう、就学前児童の発達に関する相談を行います。 ・相談窓口を周知するとともに、個々の相談に対して、関係機関と連携して適切な支援につなげます。
⑤就学・教育相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら障がいのある児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導を行います。 ・保健、福祉や保育園等、学校などにおける就学や進路相談機能の充実と相互連携を強化します。 ・学校教育課の職員が、保育園等、小中学校を頻繁に訪問し、学校教職員、保護者等に対し、適正な就学指導のための面談を実施するとともに、子ども若者相談センター職員や保健師、子ども若者課との連携をさらに強化します。
⑥学校における相談機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員等を学校に派遣し、学校における相談機能の充実を図ります。
⑦専門家との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉、教育等の専門家との連携により、就学相談等の特別支援ネットワークづくりに取り組み、乳幼児から学校卒業までの個別の教育支援計画の作成に取り組みます。
⑧進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの生徒の特性に応じた適切な進路を保障するため、教育、福祉、医療、労働等の関連部門の連携を強化し、進路指導の充実を図ります。 ・キャリア教育の視点から作成した「キャリア教育グランドデザイン」を活用した進路指導の充実とともに、適切な就学支援による進路選択を軸として、進路指導の充実を図ります。

2 学校教育の充実

障がいのある児童、生徒の適正な就学を推進するため、教育支援委員会により、その保護者に対して助言及び指導を行い、障がいのある子どもが一人の人間として、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制の充実を図り、学びやすい教育環境の整備を目指します。

また、特別支援学校や小中学校において、障がいのある児童、生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、施設のバリアフリー化に努めるとともに、保育園等、小中学校の連携のもと、障がいのある児童・生徒のニーズに応じた教育課程の編成や指導方法の工夫や改善を図り、さらに、特別支援教育コーディネーターを中心として地域や特別支援学校等との連携の強化を図ります。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がいのある子どもに対する適切な教育機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合、施設や設備について配慮します。 ・適正な就学と合理的配慮の充実を目指した取組みを継続します。
②特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童、生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、指導、支援、配慮のもと適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立できるよう育成に努めます。 ・特別支援担当教師、介助員等への研修会を佐渡総合教育センターの主催により実施します。
③個別の教育支援計画の作成・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の障がいと特性を見極め、家庭、保育園等、学校、医療、福祉、労働等の関係機関と連携し、個別指導計画及び個別の教育支援計画を作成し、それぞれの教育的ニーズにあった実践の中で、評価や改善を行います。 ・特別支援学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成割合を100%にします。
④交流及び共同学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童、生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、目的、内容、方法を十分に検討し、通常の学級と特別支援学級や特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。
⑤学校教育における障がい者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず、地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障がいのある人に対する理解を深めるために、特別支援学級などの子どもとの交流及び共同学習を進めます。
⑥人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合い、共によりよい社会を築いていける教育を障がいのある児童、生徒にも、障がいのない児童、生徒にも行います。

施策・事業	施策の概要
⑦障がいのある子どもの放課後対策等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもの放課後児童クラブでの受け入れや、夏休みなどの長期休業中における居場所づくりを進めます。 ・放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入体制の充実に努めます。

3 支援体制の充実

専門機関の連携や指導力の向上、支援施設の改善を図り、障がい児それぞれの特性に合わせた支援体制を整備します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①介助員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい、注意欠陥・多動性障がい、高機能自閉症等の障がいにより、教育活動が困難な児童、生徒に対し、個人に応じたきめ細かな指導を行い、児童、生徒が安心して学校生活を送れるように、教育支援員の配置に努めます。
②学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおける、障がいのある児童の受入体制の充実に努めます。 ・放課後や長期休暇中における、障がいのある児童の健全育成と保護者の負担を軽減するため、学童保育の充実を図ります。 ・長期休暇中に障がいのある児童の生活リズムを保持し、保護者の負担を軽減するため、関係施設等と連携を図りながら障がいのある児童預かり、日中一時支援事業に継続して取り組みます。
③全校的な支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校では、校内委員会を中核とした全校的な支援体制の確立に努め、個別の指導計画を作成し、教育の充実を図ります。
④学校教職員、保育園保育士への研修	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任のための注意欠陥・多動性障がい等研修会など、特別支援教育にかかわる研修会を実施し、教職員等の専門職としての識見と指導力の向上を図るとともに、障がいの状態に即した適切な指導の充実に努めます。 ・また、市内の特別支援学級、特別支援学校などの協力を得て、在籍する児童、生徒や特別支援学級などの運営について、教職員の研修を進めます。
⑤手話や点字を学ぶ場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県やNPOなどと連携し、必要に応じて教職員に対し、手話や点字について学ぶ機会を整備します。
⑥教育施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の改修等に当たっては、障がい児に配慮して施設のバリアフリー化に努めます。

第9節 社会活動への参加の促進

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーション等を行うことができる環境の更なる整備が求められています。その基本には、障がい者が参加しやすいものであるよう配慮が必要とされます。そのためには、地域の団体と協働し、参加の呼びかけをすることに加え、地域の方々、障がい者やその家族等へ直接、啓発活動に取り組んでいくことが重要です。今後も、各種団体等と連携を図りながら、身近な地域での地域活動に参加することができるよう、必要な環境を整えていくことが必要です。

【方向性】

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

1 地域活動への参加促進

地域での自治会活動や文化活動、スポーツ、レクリエーション、福祉活動、ボランティア、NPO活動などへの参加機会の充実のほか、施設面のバリアフリーを進めるなどの条件を整備するとともに、手話通訳の派遣やボランティアの充実などによる支援を推進します。

また、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人との交流やふれあいなどを通じて、自己実現が出来るよう行事、イベント等の情報提供に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①行事への参加促進	・各種行事へ障がい者や家族等により多くの参加を呼びかけるため、各関係機関、地域の団体等協働し、直接、啓発活動ができるような仕組みを検討、実行するとともに、地域との交流に努めます。

施策・事業	施策の概要
②地域での役割の分担	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の活動について、障がいの状況に応じて役割を持ち、地域社会への貢献ができるよう啓発活動を行います。
③社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加を促進するために、移送サービスの充実や手話奉仕員の派遣などを行い、円滑な参加を支援します。 重度心身障がい者の社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の助成を実施します。
④授産品販売機会を通じた交流	<ul style="list-style-type: none"> 障がい施設での作品等を販売するイベント等を充実し、障がい者の所得の向上と市民との交流機会の充実を図ります。 佐渡授産ネットワークにおいて、授産品販売の促進について検討を進めます。 授産品販売のほか、市民との交流及び障がいの理解促進についても検討を進め、授産品応援サポーター事業の周知及び利用拡大に取り組みます。

2 スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進

障がい者が気軽に参加し、楽しめるスポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、その情報提供に努めます。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がい者スポーツ協会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ協会、各関係機関等と連携し、障がい者スポーツの振興に努めます。
②文化施設・体育施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人がスポーツ、文化活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。 新たに建設する施設は、バリアフリー化を基本とし、既存施設については、施設統廃合計画に照らし合わせ検討します。
③障がい者スポーツ・文化行事の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人とその家族や地域住民が集まり、スポーツや文化活動を楽しみながら、相互の親睦を深めるため、身体障がい者体育大会等の各種大会に支援を行います。
④障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が気軽にスポーツに取り組めるよう、フライングディスクなどスポーツ、レクリエーションの指導員の養成を行います。 「障がい者スポーツ指導員資格」講習会への受講を招待し、資格取得者の増加に努めるとともに、指導員の拡充を図ります。

3 交流・ふれあいの拡充

障がいのある人が地域の中で互いに、豊かな人間関係の中で暮らし続けることができるよう、自治会、各地区商工会、市ほか、地域の団体等関係機関と連携し、各イベント等の開催においては、障がいのある人も文化活動の作品や活動発表ができる機会を設けるとともに、積極的に参加できる多様な交流の機会づくりに取り組みます。

また、社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきつかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がいのある人とのふれあいや支え合い活動へのボランティア参加を進めるとともに、障がい者団体、ボランティア団体等と連携を強化し、ふれあいの場を推進します。

【個別施策・事業】

施策・事業	施策の概要
①障がいのある人の参加促進	・各種の交流活動や事業への介助者や手話通訳奉仕員などの派遣に対する支援を進めます。
②体験・ふれあいの充実	・小中学校のボランティア活動などを通じて、障がいについての正しい理解を深めるよう努めます。
③交流活動の充実	・社会福祉協議会、商工会、自治会、市等主催の各種イベント開催を通じて、障がい者の文化活動の作品や活動発表ができる機会を設け、障がい者と一般市民との交流活動を支援します。また、もっと身近な地域で定期的に、文化活動の作品等が展示できるような機会を各関係機関と連携しながら、検討を進めます。
④障がい者の外出支援	・移動に支障のある障がいのある人が安心して利用できるよう、行動援護、同行援護のほか、地域生活支援事業に位置付けられる移動支援事業を推進します。

第 2 編

第 5 期佐渡市障がい福祉計画

第 1 期佐渡市障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画及び

障がい児福祉計画の基本的な考え方

第1節 計画の策定にあたって

本市では、障がい者の権利の擁護とサービスの自己決定と選択を基本として、福祉施設から地域生活への移行を進めるため、佐渡市障がい福祉計画を策定し、4期12年間の期間、本計画にそって、相談支援や就労支援、地域生活支援の拠点づくりなどに取り組んできたところです。また、本市は平成16年3月に佐渡島内の10か市町村の合併により誕生しており、新市として、佐渡島全島の福祉の質の向上を目指して、関係事業所とともに体制の整備にも取り組んできました。

この期間を通じて、国の障がい者に対する基本的な施策も従来の措置中心の施策から、「障害者自立支援法」を経て「障害者総合支援法」を成立させ、障がい者の意思決定を重視したサービスの充実や差別の解消、施設から地域生活への移行と日常生活と社会生活の向上を目指して事業を進めてきました。

国連の「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者雇用促進法」の改正や「障害者差別解消法」の制定など基本となる法律等も整備され、さらに、本計画策定の根拠となる「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」も次期計画に合わせ改正されたところです。また、障がい者と関連する地域ケアシステムの強化や医療及び介護の連携など、介護保険法の改正も合わせて行われています。

今回、第4期計画の計画期間の満了を迎えることから、こうした新たな国の制度変更に合わせて、第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画を策定することとなりました。

第2節 基本的理念

新しい第5期佐渡市障がい福祉計画及び第1期佐渡市障がい児福祉計画の基本的理念は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、国から示された策定の指針に従って、本市の障がい福祉の実情と保健、医療、教育等の市の施策の状況を踏まえ、前期計画からの継続性を考慮して次のとおり定めます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けながら、就労や社会活動、文化活動等に積極的に参加できるよう、福祉サービス等の提供体制を強化し、障がい者が尊厳を持って、自立した生活を送れるよう支援します。

2 身近な実施主体と障がい種別によらない

一元的な障がい福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、発達障がいや難病患者等に対しても、市内の身近な施設において、障がい種別によらない一元的な相談や福祉サービスが受けられるよう、通所のほか訪問によるサービスの充実を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の生活の場を、施設から地域へとさらに移行を促進していくために、地域生活の継続の支援や就労支援等の課題を抽出し、障がい者一人ひとりの実情に合わせた、きめの細かい支援体制を整備します。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民団体等による、法律や制度に基づかない活動への支援等を通じ、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり

や専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき包括的、かつ、総合的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進していきます。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいや発達障がいを持つ幼児や児童を早期に発見し、福祉サービス分野だけでなく、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等との連携を強化し、障がい児等が社会との接点を多く持ちながら孤立をさけ、健やかな育成を図っていくための発達支援を強化します。

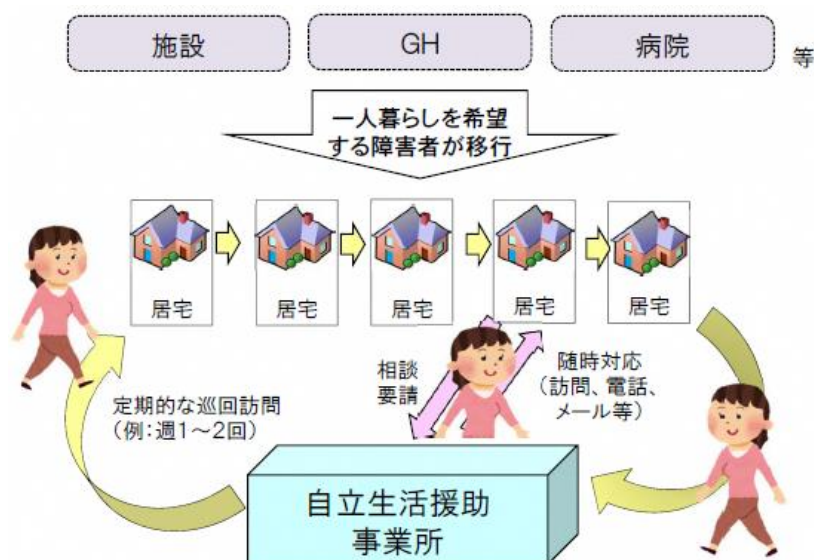
第3節 新たな施策の方向

新たな障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたり、国から新たに実施すべき事業として掲げられている事業について主なものをみると、次のようなものがあり、今後、市として事業実施について検討を進めることとします。

1 地域生活を支援する自立生活援助の創設

障がい者支援施設やグループホームからひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対して、一定の期間を通じて定期的な訪問や随時の対応により、支援サービスを行う自立生活援助が創設されます。

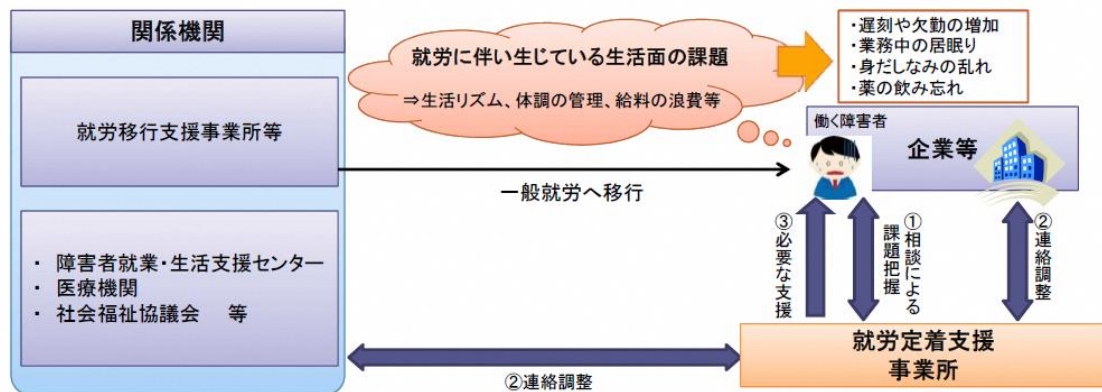
図表1-1 自立生活援助の創設



2 就労定着支援の創設

就労移行支援を利用し、一般就労へ移行する障がい者が増える中で、就労と生活の両立を支援するため就労定着支援が創設されます。

図表1-2 就労定着支援の創設



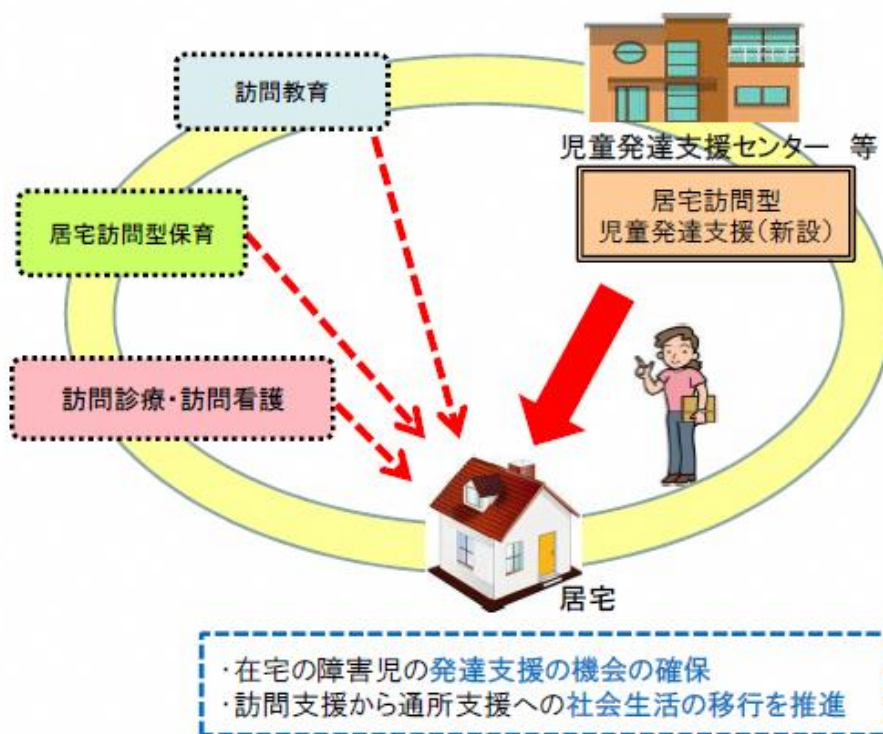
3 重度訪問介護の訪問先の拡大

最重度の障がい者であって、重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援ができることとなります。

4 居宅訪問による児童発達支援の実施

今までの障がい児支援の中心は通所支援を基本としてきましたが、外出が著しく困難な重度の障がい児に対して、発達支援ができるよう障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行う居宅訪問型児童発達支援が創設されます。

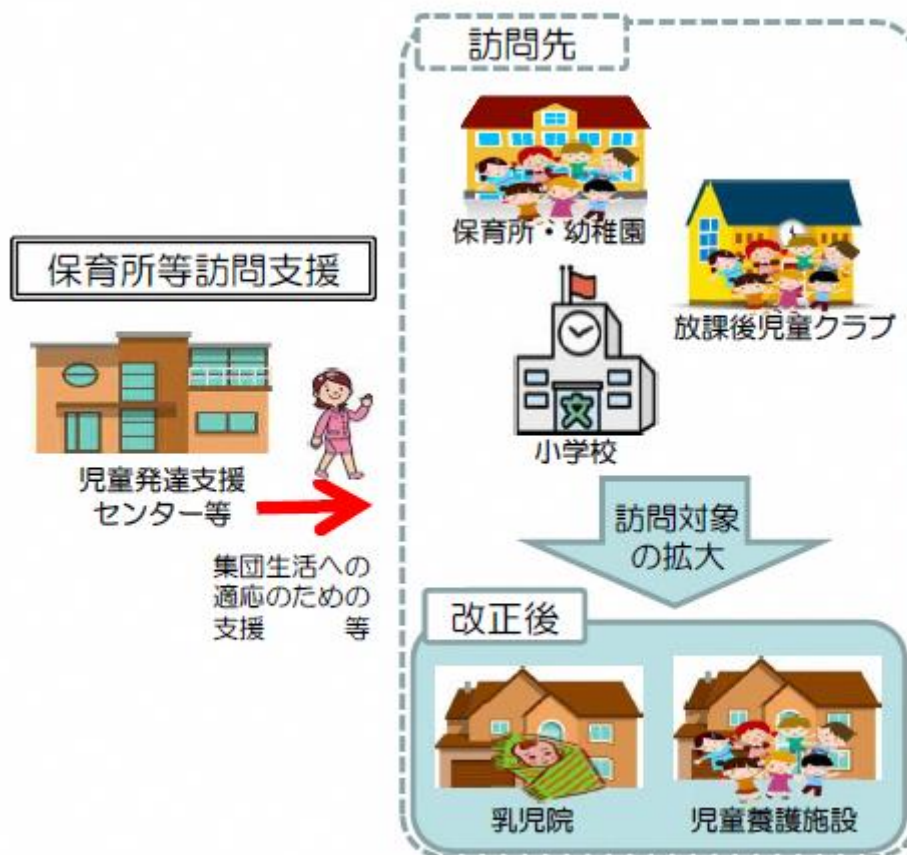
図表1-3 児童発達支援の創設



5 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児に拡大し、障がい児本人に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行います。

図表1-4 保育所等訪問支援の創設



6 補装具費等の支給範囲の拡大

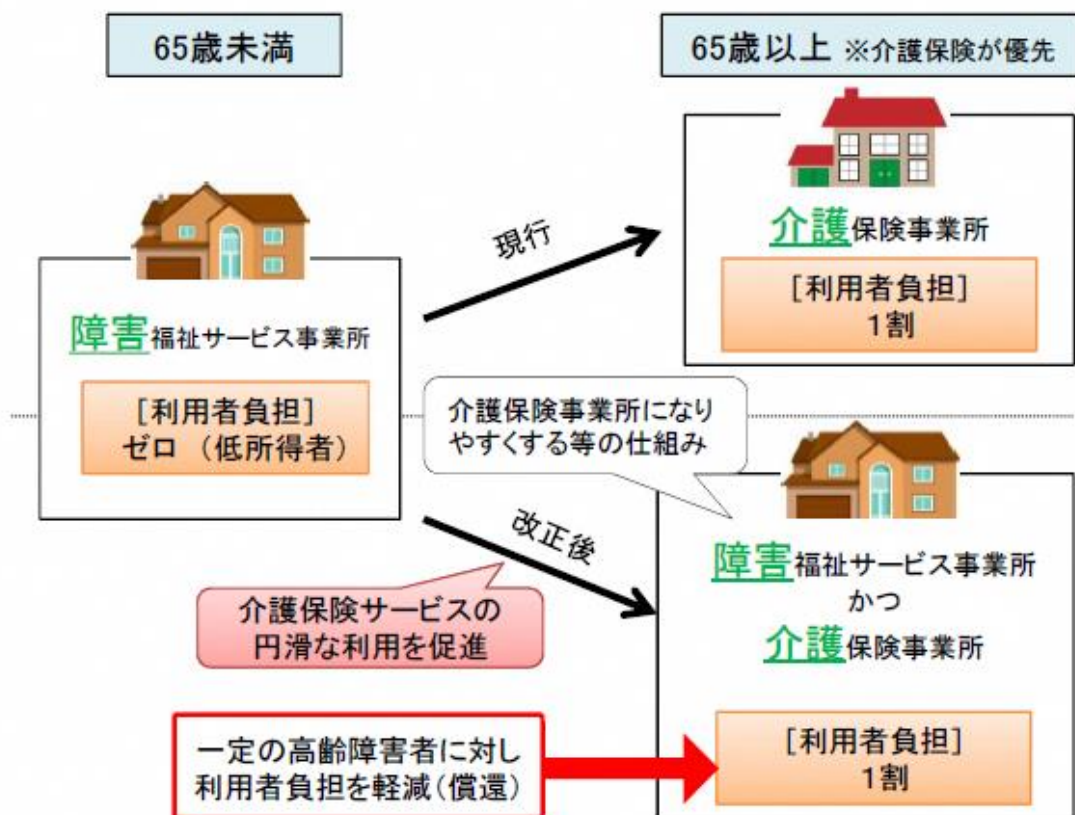
特に障がい児の場合など身体機能を補完、代替する補装具について、成長に伴って短期間の交換が必要となる場合について「購入」を基本としながらも、障がいの利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象となります。

7 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と

利用者負担軽減措置の検討

障がい福祉サービスを受けてきた高齢障がい者が介護保険を利用する場合に、新たに介護保険の利用者負担が発生している（1割負担）ことから、一定の高齢障がい者に対し、利用者負担を軽減します。

図表1-5 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用と利用者負担軽減措置



第2章 第4期計画の目標達成状況

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活への移行については、平成28年度末時点で地域生活へ移行する障がい者はいませんでした。死亡等による自然減や新たに入所した障がい者の数から、結果として平成25年度末の入所者数116人に対し、平成28年度末の入所者数は117人となっており、ほぼ同数となっています。

○基本指針：平成29年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者の4%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表2-1 施設入所者の地域生活への移行目標と実績

項目	数 値		備 考
	目標	実績	
平成25年度末時点の入所者数 (A)	116 人	—	平成25年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	110 人	117 人	平成29年度末時点の利用人員
【目標値】地域生活移行者数 (C)	16 人	0 人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
地域移行率 (ア=C/A×100)	13.8 %	0 %	
【目標値】入所者数削減見込み (D=A-B)	6 人	Δ1 人	入所者数にかかる差引減少見込み数
削減率 (イ=D/A×100)	5.2 %		

※実績値は平成28年度末の値。

2 地域生活支援拠点等の整備

平成 29 年 4 月から既存事業所の機能連携に基づく「面的整備型」で試行を行っており、要綱を制定し、平成 30 年 4 月より施行します。

○基本指針：平成 29 年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表2-2 地域生活支援拠点等の整備と実績

項 目		整備の有無
平成 29 年度末時点での地域生活支援拠点等	目標	有
	実績	有

※実績値は平成 29 年度末の値。

3 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成 24 年度の一般就労移行者数 4 人に対し、平成 28 年度は 5 人となっており、やや増加しました。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表2-3 福祉施設から一般就労への移行目標と実績

項 目	数 値		備 考
	目標	実績	
平成 24 年度の一般就労移行者数 (A)	4 人	—	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数 (B) 目標値 = B / A	8 人 2 倍	5 人 1.25 倍	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

※実績値は平成 28 年度末の値。

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の就労移行支援事業利用者数28人から、平成28年度末現在で、ほぼ目標値に近い43人の利用者があり、実績を伸ばしています。

○基本指針：平成29年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成25年度末の利用者数の6割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表2-4 就労移行支援事業の利用者数の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目標	実績	
平成26年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	28人	—	平成26年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数(B) 目標値=B/A	45人 160.7%	43人 153.6%	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

※実績値は平成28年度末の値。

(3) 就労移行率の3割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所数は平成29年度の見通しの4箇所に対し、3箇所であり、就業移行率を30%以上とする事業所はありませんでした。

○基本指針：平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表2-5 就労移行率の3割以上の事業所の割合の目標と実績

項目	数 値		備 考
	目 標	実 績	
平成29年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	4 箇所	3 箇所	平成29年度末における就労移行支援事業所の数
平成29年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	2 箇所	0 箇所	平成29年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	50 %	0 %	平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

※実績値は平成28年度末の値。

第2節 障がい福祉サービス

1 障がい福祉サービス評価の概観

サービス全体をみると、達成度は日中活動系のサービスで高くなっているほか、居住系のサービスが中心となっており施設を活用したサービスが利用されています。一方で、地域移行を支援する訪問系のサービスは、やや低調です。また、就労継続支援A型の実施が課題となっています。重度障がい者に対するサービスは、利用者がいないためゼロとなっています。

第4期計画で初めて記載された障がい児に対するサービスの実施については、障がい児相談支援事業の利用が高く、高いニーズが見られます。

図表2-6 人数ベースで見る障がい福祉サービスの達成度（平成28年度）

評価	訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障がい児
A 100%超		2	1		1
B 75～100%	1	5	1	1	
C 40～74%	1	1		1	1
D 40%未満	3	1		1	2

図表2-7 各サービスの達成度（人数ベース：平成28年度）

サービス名	達成度	サービス名	達成度
訪問系		日中活動系	
居宅介護	79.2%	生活介護	95.4%
重度訪問介護	0.0%	自立訓練(機能訓練)	50.0%
行動援護	0.0%	自立訓練(生活訓練日中)	100.0%
重度障害者等包括支援	0.0%	自立訓練(生活訓練夜間)	100.0%
同行援護	66.7%	就労移行支援	107.5%
居住系		就労継続支援A型	0.0%
共同生活援助	93.0%	就労継続支援B型	108.2%
施設入所支援	103.5%	療養介護	83.3%
障がい児		短期入所	100.0%
児童発達支援	0.0%	相談支援	
放課後等デイサービス	56.7%	計画相談支援	86.4%
保育所等訪問支援	0.0%	地域移行支援	0.0%
障がい児相談支援	170.0%	地域定着支援	33.3%

2 訪問系サービス

居宅介護は平成 28 年度で見込量の 130 人に対し、103 人の利用があります。同行援護は平成 28 年度で 2 人の利用がありましたが、利用時間は見込量を下回っています。

重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の重度障害者向けのサービスの利用は見られませんでした。

図表2-8 訪問系サービスの第 4 期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	見込量	利用時間	1,650	1,950	2,100
		利用人数	110	130	140
	実績	利用時間	1,274	1,221	1,284
		利用人数	102	103	107
重度訪問介護	見込量	利用時間	39	78	78
		利用人数	1	2	2
	実績	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
行動援護	見込量	利用時間	16	16	16
		利用人数	2	2	2
	実績	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
重度障害者等包括支援	見込量	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
	実績	利用時間	0	0	0
		利用人数	0	0	0
同行援護	見込量	利用時間	12	12	12
		利用人数	3	3	3
	実績	利用時間	1	4	9
		利用人数	1	2	3

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

3 日中活動系サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練日中・夜間）の各サービスの利用人数は、ほぼ見込量を達成していますが、例えば自立訓練は1人あたり月22日の利用を見込んでいますが、実際の1人あたりの利用量は見込量を下回っています。

就労関連のサービスでは、就労移行支援は平成28年度で40人の利用見込みに対し43人が利用しており、見込量を超えています。就労継続支援はA型の施設がないため利用はみられませんでした。B型は見込量を超えた利用者がみられます。

また、療養介護と短期入所はほぼ見込量にそって利用がありました。

図表2-9 日中活動系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	見込量	人日	3,400	3,500	3,600
		人	170	175	180
	実績	人日	2,849	2,970	3,078
		人	143	167	162
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日	44	44	44
		人	2	2	2
	実績	人日	18	13	20
		人	2	1	1
自立訓練 (生活訓練・日中)	見込量	人日	44	44	44
		人	2	2	2
	実績	人日	9	19	40
		人	2	2	2
自立訓練 (生活訓練・夜間)	見込量	人日	30	30	30
		人	1	1	1
	実績	人日	14	30	30
		人	1	1	1

※各年度とも月平均利用分。平成29年度については見込値。

図表2-9 日中活動系サービスの第4期計画における見込量と実績（つづき）

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	見込量	人日	640	720	800
		人	40	40	45
		箇所	3	3	4
	実績	人日	589	519	490
		人	38	43	35
		箇所	3	3	3
就労継続支援（A型）	見込量	人日	0	0	100
		人	0	0	5
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0
就労継続支援（B型）	見込量	人日	3,060	3,315	3,570
		人	180	195	210
		箇所	9	9	10
	実績	人日	2,807	2,913	3,255
		人	198	211	217
		箇所	9	9	9
療養介護	見込量	人	12	12	12
	実績	人	10	10	10
短期入所（福祉型）	見込量	人日	210	220	240
		人	35	40	40
	実績	人日	169	193	252
		人	34	40	42

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

4 居住系サービス

共同生活援助の利用者数は平成 28 年の見込値 43 人に対し 40 人となっております。ほぼ見込量で推移しています。一方、施設入所支援は見込み量よりやや多い利用者がみられます。

図表2-10 居住系サービスの第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	32	43	53
	実績	人	33	40	41
施設入所支援	見込量	人	115	115	110
	実績	人	121	119	117

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

5 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援については、利用者は平成 27 年度から平成 28 年度にかけて 75 人から 95 人へと 20 人の増加となっております。

新たに始められた地域移行支援及び地域定着支援は、平成 28 年度で地域定着支援の利用者がみられ、今後の制度の定着と利用の拡大が期待されます。

図表2-11 計画相談支援・地域相談支援の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	見込量	人	100	110	120
	実績	人	75	95	101
地域移行支援	見込量	人	1	3	5
	実績	人	0	0	0
地域定着支援	見込量	人	1	3	5
	実績	人	0	1	1

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度については見込値。

6 障がい児通所支援

第4期計画において、障がい児に対するサービスが初めて見込量が計画されました。平成28年度は放課後等デイサービスが実施され、17人の利用がありました。

図表2-12 障がい児通所支援の見込量

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	見込量	人日	0	0	120
		人	0	0	8
		箇所	0	0	1
	実績	人日	0	0	38
		人	0	0	19
		箇所	0	0	1
放課後等デイサービス	見込量	人日	0	100	350
		人	0	30	35
	実績	人日	0	54	225
		人	0	17	15
保育所等訪問支援	見込量	人日	0	0	20
		人	0	0	10
	実績	人日	0	0	0
		人	0	0	0

※各年度とも月平均利用分。平成29年度は見込値。

7 障がい児相談支援

障がい児相談支援は平成 28 年度からスタートしました。見込量 10 人に対し 17 人が実際に利用しており、今後の利用拡大が期待されます。

図表2-13 障がい児相談支援の見込量

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	見込量	人	0	10	20
	実績	人	0	17	16

※各年度とも月平均利用分。平成 29 年度は見込値。

第3節 地域生活支援事業

1 理解促進研修・啓発事業

地域生活支援事業のうち、理解促進研修・啓発事業は実施済みです。

図表2-14 理解促進研修・啓発事業の見込量

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・ 啓発事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

2 自発的活動支援事業

自発的活動支援は、平成29年度実施済みです。

図表2-15 自発的活動支援事業の見込量

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援 事業	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	有

3 相談支援事業

相談支援事業の利用者数は平成 27 年度が 448 人、平成 28 年度が 483 人となっており、見込量よりは少ないものの利用は増えてきています。

図表2-16 相談支援事業の第 4 期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業 (基本相談)	見込量	利用見込実人数	512	557	592
	実績	利用実人数	448	483	520

※年間利用分。平成 29 年度は見込値。

基幹相談支援センターについては、平成 29 年 4 月より市役所内に設置済みです。住宅入居等支援事業も平成 29 年 4 月より、事業を実施しています。

図表2-16 相談支援事業の第 4 期計画における見込量と実績（つづき）

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基幹相談支援センター	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	見込量	実施の有無	無	無	有
	実績	実施の有無	無	無	有

4 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、平成 28 年度は見込量とほぼ同数の 7 人の利用がありました。

図表2-17 成年後見制度利用支援事業の第 4 期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	実利用見込者数	5	6	7
	実績	実利用者数	8	7	4

※年間利用分。平成 29 年度は見込値。

5 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業（コミュニケーション支援事業）は実利用人数、派遣延人数ともに見込値を超えた利用があります。

手話については、手話奉仕員養成研修事業を実施していますが、手話通訳者設置事業は今後の課題となっています。

図表2-18 意思疎通支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業（コミ ュニケーショ ン支援事業）	見込量	実利用見込 人数	20	30	35
		派遣見込み 延人数	40	60	70
	実績	実利用人数	23	43	40
		派遣延人数	47	66	69

図表2-18 意思疎通支援事業の第4期計画における見込量と実績（つづき）

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者設 置事業	見込量	実設置見込 人数	2	2	3
	実績	実設置人数	0	0	0
手話奉仕員養 成研修事業	見込	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有

※年間利用分。平成29年度は見込値。

6 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付事業等の各サービスについては、排せつ管理支援用具で見込量を超えているほかは、各サービスともに見込量を下回っています。

図表2-19 日常生活用具給付等事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	見込量	件	7	7	7
	実績	件	1	2	2
自立生活支援用具	見込量	件	13	13	13
	実績	件	4	7	3
在宅療養等支援用具	見込量	件	50	50	50
	実績	件	35	17	11
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	18	18	18
	実績	件	5	6	4
排せつ管理支援用具	見込量	件	1,080	1,080	1,080
	実績	件	1,056	1,123	1,192
住宅改修費	見込量	件	5	5	5
	実績	件	2	0	2

※年間利用分。平成29年度は見込値。

7 移動支援事業

移動支援事業の利用者は平成27年度が8人、平成28年度は4人で、ほぼ見込量のとおりでしたが、延利用時間は見込量の半数となっています。

図表2-20 移動支援事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	見込量	実利用見込者数	5	5	5
		延利用見込時間	162	162	162
	実績	実利用人数	8	4	5
		延利用時間	81	82	77

※年間利用分。平成29年度は見込値。

8 地域活動支援センター機能強化事業

基礎的事業については、利用者数は見込量を超えて利用されています。機能強化事業は平成 29 年 4 月より、事業を実施しています。

図表2-21 地域活動支援センター事業の第 4 期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業	見込量	箇所	2	2	2
		人	20	20	20
	実績	箇所	2	1	1
		人	28	29	30
機能強化事業	見込量	箇所	0	1	1
		人	0	12	12
	実績	箇所	0	0	0
		人	0	0	0

※年間利用分。平成 29 年度は見込値。

9 その他事業

訪問入浴サービスは平成 28 年度 12 人の見込量に対し、4 人の利用がありました。日中一時支援事業は平成 28 年度は見込量 35 人に対し、40 人が利用し、見込量を超えています。

生活訓練等の利用者数は平成 27 年度の 74 人から、平成 28 年度は 80 人へと増加しています。

巡回支援専門員事業は平成 27 年度 404 人の利用がみられましたが、平成 28 年度は 267 人となりました。

成年後見制度普及啓発事業は実施済みです。

自動車運転免許取得費助成事業及び自動車改造費等助成事業は、数は少ないものの継続して利用ニーズがあります。

生活サポート事業は平成 28 年度時点で利用者がみられません。

図表2-22 その他事業の第4期計画における見込量と実績

事業名	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	見込量	人	12	12	12
	実績	人	4	4	3
日中一時支援事業	見込量	人	35	35	20
	実績	人	37	40	45
生活訓練等	見込量	人	90	90	90
	実績	人	74	80	82
巡回支援専門員事業	見込量	人	400	400	400
	実績	人	404	267	231
成年後見制度普及啓発事業	見込量	実施の有無	有	有	有
	実績	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	見込量	利用件数	1	1	1
	実績	利用件数	2	0	0
自動車改造費等助成事業	見込量	利用件数	6	6	6
	実績	利用件数	6	3	4
生活サポート事業	見込量	人	2	2	2
	実績	人	0	0	0

※年間利用分。平成29年度は見込値。

第3章 障がい福祉サービス等の

数値目標及び見込量

第1節 数値目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針に従って施設入所者の地域生活への移行も目標を定めると以下の図表のとおりとなります。本市においては、施設入所待機者が多くおり、施設入所を望む声があることなどの地域の実情等を踏まえ、地域生活移行に係る施設入所者の削減数は0人とし、地域生活移行者数は3人を目標とします。

- 基本指針：平成32年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
- ア 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- イ 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度末時点の入所者数 (A)	117人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	117人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み ($C = A - B$) 削減率 ($\text{イ} = C / A \times 100$)	0人 0%	入所者数にかかる差引減少見込み 数
【目標値】地域生活移行者数 (D) 地域移行率 ($\text{ア} = D / A \times 100$)	3人 2.5%	施設入所からグループホーム等へ 移行した者の数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての協議の場を市、保健所、病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の協力により設置します。

○基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表3-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での協議の場	有

3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等は平成 29 年度末までに整備し、関係機関と更なる機能の強化を図ります。

○基本指針：平成 32 年度末までに各市町村又は各障がい保健福祉圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表3-3 地域生活支援拠点等の整備

項目	整備の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点等	有

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

平成32年度における福祉施設から一般就労への移行として、8人を目標とします。

○基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。
目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行目標

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労移行者数(A)	5人	平成28年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B / A	8人 1.6倍	平成32年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数の目標は、53 人とします。

○基本指針：平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末の利用者数の 2 割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-5 就労移行支援事業の利用者数の目標

項目	数 値	備 考
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	43 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 (B) 目標値 = B/A	53 人 123.26 %	平成 32 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(3) 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合

基本指針及び過去の実績を踏まえ、市内の就労移行支援事業所のうち、就業移行率を 3 割以上とする事業所の割合を 3 割以上とすることとし、1 箇所を目標とします。

○基本指針：平成 32 年度末において、就労移行支援事業所のうち、就業移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

図表3-6 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合の目標

項目	数 値	備 考
平成 32 年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	3 箇所	平成 32 年度末における就労移行支援事業所の数
平成 32 年度末の就業移行率 3 割以上の事業所の数 (B)	1 箇所	平成 32 年度末において就業移行率 3 割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就業移行率 3 割以上の事業所の割合 (B/A)	33.3 %	平成 32 年度末において、就業移行率 3 割以上の事業所の割合

(4) 就労定着支援利用による職場定着率

実情を踏まえ、就労定着支援利用による職場定着率を、各年度60%以上とすることを目指します。

○基本指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。
 ※「1年後」：支給決定から1年超となる日

図表3-7 就労定着支援利用による職場定着率の目標

項目	数値	備考
平成30年度の新規利用者数(A)	3人	平成30年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B) 目標値 = (B/A)	2人 66.6%	平成31年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数
平成31年度の新規利用者数(A)	3人	平成31年度中において就労定着支援事業を新規に利用する(見込まれる)者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数(B) 目標値 = (B/A)	2人 66.6%	平成32年度末までに、事業を利用して1年以上にわたり、一般就労している(見込まれる)者の数

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制

数値は、ゼロとしていますが、今後、地域自立支援協議会の専門部会において、市内の地域のニーズ、資源等について把握し、地域ニーズに沿った整備内容を検討します。

- 基本指針：平成 32 年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・児童発達支援センター：少なくとも 1 か所以上
 - ・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。
 - ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1 か所以上

図表3-8 障がい児支援の提供体制の目標

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	0 箇所	各市町村において少なくとも 1 か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	0 箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	0 箇所	各市町村において少なくとも 1 か所以上確保する。

(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、地域自立支援協議会を中心に市、保健所、病院、特別支援学校、障がい児入所施設、相談支援事業所等による協議を進め、設置を目指します。

- 基本指針：平成 30 年度末までに、各市町村に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

図表3-9 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	整備の有無
平成 30 年度末時点での協議の場の設置	有

第2節 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量

1 訪問系サービス

(1) サービスの内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。各サービス内容は次のとおりです。

図表3-10 訪問系サービスの事業内容

事業名	内容等
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事及び通院の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい若しくは、精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時の介護を行います。
同行援護	視覚障がいのある人で、移動に著しい困難を有する人に対し、外出及び移動時における必要な視覚的情報の支援、移動、排せつ、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がい等により、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 実施に関する考え方

訪問系サービスの見込量については、平成26年度から平成28年度の実績を基に推計しました。居宅介護と同行援護は利用者の増加が見られるため、サービス量の増加を見込みました。

(3) サービス見込量

居宅介護については、精神科病院の入院者や在宅での生活を送る障がい者またはその介護者の高齢化等による利用者の増加が見込まれるため、毎年5人程度の新規利用者を想定し、平成32年度で118人、1,416時間の利用を見込みます。

重度訪問介護、行動援護については、利用対象者がわずかなことから、重度訪問介護は2人、行動援護は1人の利用を見込みます。また、重度障害者等包括支援については、現時点で利用希望者がいないため、利用希望を見込みません。

同行援護は、利用者が微増していることから毎年1人ずつ増加を見込み、平成32年度で6人、18時間の利用を見込みます。

図表3-11 訪問系サービスの見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,296	1,356	1,416
	人	108	113	118
重度訪問介護	時間	39	39	39
	人	2	2	2
同行援護	時間	12	15	18
	人	4	5	6
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

訪問系のサービスについては、施設入所者等の地域生活への移行を促進する上でも不可欠なサービスであることから、障がい程度や障がいのある人の状況に応じて適切なサービスが提供できるよう、事業所の積極的な参入を促し、サービス提供体制の充実を図ります。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの内容

日中活動を支援する日中活動系サービスには、「介護給付」として実施される生活介護、療養介護、短期入所と、「訓練等給付」として実施される自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型があります。

今回、第5期計画にあわせ就労定着支援が新たに加われました。各サービス内容は次のとおりです。

図表3-12 日中活動系サービスの事業内容

事業名	内容等
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体機能、生活能力の維持や向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持や向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能であり利用開始時に65歳未満である人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人等であって、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

図表3-12 日中活動系サービスの事業内容（つづき）

事業名	内容等
就労定着支援	週の所定労働時間が20時間かつ契約期間が1月以上の雇用契約により一般就労した障がい者を対象に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、訪問、来所等により、事業所や家族との連絡調整等の支援を行い、職場に定着できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

（2）実施に関する考え方

日中活動系サービスの見込量についても、平成26年から平成28年度の実績を基に推計しました。

（3）サービス見込量

生活介護は、微増を見込み、平成32年度で利用人数を175人、利用日数を3,325人日見込みます。

自立訓練の機能訓練及び生活訓練（日中）については、平成32年度で利用人数をそれぞれ2人ずつと見込み、生活訓練（夜間）については、平成32年度で利用人数をそれぞれ1人ずつ見込みます。

就労関係のサービスでは、就労移行支援は平成32年度で53人を目標とし、就労継続支援B型は233人を見込みます。今まで未実施であった就労継続支援A型については、平成32年度に5人の利用を目指します。

就労定着支援については、平成32年度で利用人数3人を見込みます。

療養介護は、平成32年度で利用人数12人を見込みます。

短期入所（福祉型）は増加を見込み、平成32年度で利用人数51人を見込み、短期入所（医療型）は、現時点で利用希望者がいないため、利用希望を見込みません。

図表3-13 日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	人日	3,135	3,230	3,325
	人	165	170	175
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	30	30	30
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	602	672	742
	人	43	48	53
就労継続支援A型	人日	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援B型	人日	3,195	3,345	3,495
	人	213	223	233
就労定着支援	人	3	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	246	276	306
	人	41	46	51
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

日中活動系のサービスについては、障がい者等の地域生活への移行を促進するとともに、地域の中で安定して暮らしていけるよう今後とも障がい程度や障がいのある人の状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう、事業所や福祉、保健、医療機関との連携により、サービス提供体制の充実を図ります。また、就労面での受け入れ先となる各企業、事業所等についても積極的な協力を要請し、見込量の確保を目指します。

特に、就労継続支援A型については市内に施設がないため、平成32年度までに市内での施設整備を目標として関係事業所との調整を進めます。

3 居住系サービス

(1) サービスの内容

現在、住まいの場となる居住系サービスには、共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援がありますが、今回、自立生活援助が加わります。各サービス内容は次のとおりです。

図表3-14 居住系サービスの事業内容

事業名	内容等
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行います。
共同生活援助	夜間や休日に共同生活を行う住居での相談や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(2) 実施に関する考え方

居住系サービスの見込量については、障がい者等の地域における生活の場を確保するために、共同生活援助の新設を想定して見込量を設定しています。

(3) サービス見込量

自立生活援助は実情を踏まえ、平成32年度に1人の利用を見込みます。

共同生活援助は施設の新規整備を図り、平成32年度に47人の利用を見込みます。

施設入所支援は、地域移行及び自然減少と新規利用者を見込み117人の利用者を見込みます。

図表3-15 居住系サービスの数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	40	41	47
施設入所支援	人	117	117	117

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

居住系サービスでは、共同生活援助を行うグループホームを平成32年度までに新設を目指します。

自立した生活支援の実施に向けて、市内関係機関との連携を図りながら検討を進めます。

4 相談支援

(1) サービスの内容

相談支援には計画相談支援、地域移行支援と地域定着支援のサービスがあります。

図表3-16 相談支援の事業内容

事業名	内容等
計画相談支援	障がい福祉サービス支給決定等に係る「サービス等利用計画」を作成します。また、モニタリング期間ごとに、計画が適切であるか利用状況を検証し、見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設、精神科病院、矯正施設等からの退所者または児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 実施に関する考え方

計画相談支援の見込量については、障がい福祉サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

地域移行支援や地域定着支援は、支援実績からサービス量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

計画相談支援については、平成32年度で110人の利用を見込み、地域移行支援及び地域定着支援はそれぞれ1人を見込みます。

図表3-17 相談支援の数値目標

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	人	100	105	110
地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人	1	1	1

※各年度月平均利用分。

（４）見込量確保のための方策

全ての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるよう相談支援専門員の連携を強化し、資質向上を図ります。また、地域相談体制の整備、充実を図ります。

第3節 地域生活支援事業に関する各サービスの見込量

1 必須事業サービス

(1) サービスの内容

必須事業に関する各種サービスの内容は以下のとおりです。

図表3-18 必須事業サービスの事業内容

事業名	内容等
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去に向け、地域住民の障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発の取り組みを通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において共生社会の実現を図るため、自発的に行う各種活動を支援する事業です。
相談支援事業（基本相談）	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的とした機関です。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居に当たって、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業です。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の市長申立に要する経費及び市長申立後の後见人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見の活動を支援する事業です。 本市では、社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会成年後見センターで事業を実施しています。

(2) 実施に関する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援は、今後とも引き続き事業を実施します。

相談支援事業（基本相談）は、現在、3箇所ですが、平成32年度までに4箇所を目指します。基幹相談支援センターは平成29年度で設置済みです。

住宅入居等支援事業についても、既に実施されており、継続して実施します。

成年後見制度利用支援事業は継続して実施し、平成32年度には9人の利用を見込みます。

成年後見制度法人後見支援事業は、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターにより平成29年から事業を実施しています。今後とも事業を実施します。

図表3-19 必須事業サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇 所数	3	3	4
基幹相談支援セ ンター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支 援事業	人	7	8	9
成年後見制度法人後 見支援事業	実施の有無	有	有	有

(4) 見込量確保のための方策

相談支援事業については、より利用しやすい窓口となるようサービスの向上に努め、また、障がい福祉サービスの利用援助や関係機関との連携が適切に行われるよう相談支援体制の整備を図ります。

また、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の関係機関と連携し相談支援の質の向上を図ります。

2 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

(1) サービスの内容

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業及び手話奉仕員養成研修事業の内容は次のとおりです。

図表3-20 意思疎通支援事業の内容

事業名	内容等
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	市役所に聴覚障がいのある人等が来庁した際に、各種届出等の手続きの円滑化や相談のため、コミュニケーション支援を行う手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。

(2) 実施に関する考え方

障がいのある人が、障がい福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように多様な支援を実施します。

(3) サービス見込量

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、平成32年度までに55人の利用見込延件数を見込みます。

手話通訳者設置事業は平成32年度に実施し、1人の手話通訳者の確保を目指します。

手話奉仕員養成研修事業は実績を勘案し、各年とも5人の講習修了者を見込みます。

図表3-21 意思疎通支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用見込み件数	45	50	55
手話通訳者設置事業	設置見込み者数	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講座修了見込み者数（登録見込み者数）	5	5	5

（４）見込量確保のための方策

利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

3 日常生活用具給付等事業

（１）サービスの内容

障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るために、自立生活支援用具ほか6種の用具を給付します。内容は次のとおりです。

図表3-22 日常生活用具給付等事業の内容

事業名	内容等
介護・訓練支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの介護、訓練にかかる用具を支給するものです。
自立生活支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、障がい者向けの入浴補助用具や歩行支援用具などを支給するものです。
在宅療養等支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、透析液加温器、ネブライザーなどの在宅療養等支援用具を支給するものです。
情報・意思疎通支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、通信支援用具、点字ディスプレイなどの情報、意思疎通支援用具を支給するものです。

図表3-22 日常生活用具給付等事業の内容（つづき）

事業名	内容等
排せつ管理支援用具	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、ストマ用器具、収尿器などの排せつ管理支援用具を支給するものです。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	日常生活を円滑に過ごすことを目的として、住宅改修にかかる費用を支給するものです。

(2) 実施に関する考え方

日常生活用具給付等事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

日常生活用具給付等事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。平成32年度には、介護・訓練支援用具を5件、自立生活支援用具を10件、在宅療養等支援用具を30件、情報・意思疎通支援用具を10件、排せつ管理支援用具を1,100件、住宅改修は5件をそれぞれ見込みます。

図表3-23 日常生活用具給付等事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	5	5	5

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切な用具等が支給できるように努めます。

4 移動支援事業

(1) サービスの内容

屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出です。

図表3-24 移動支援事業の内容

事業名	内容等
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出です。

(2) 実施に関する考え方

移動支援事業の実施にあたっては、近年の利用実績を考慮し、事業量を見込んでいます。

(3) サービス見込量

各年で実利用者数を6人、利用時間は85時間を見込みます。

図表3-25 移動支援事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6
	延べ利用見込み 時間数	85	85	85

5 地域活動支援センター

(1) サービスの内容

地域活動支援センターの事業内容は次のとおりです。

図表3-26 地域活動支援センターの内容

事業名	内容等
地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、障がいのある人等に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行います。

(2) 実施に関する考え方

地域活動支援センターは市内の1か所で実施します。

(3) サービス見込量

サービスは既存の市内1箇所を実施し、平成32年度で実施見込み箇所数は2箇所、利用者数は40人を見込みます。なお、市外分は本市が離島のため見込みません。

図表3-27 地域活動支援センター事業の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域活動支援センター (市内分)	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	30	30	40
地域活動支援センター (市外分)	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

6 その他の事業

(1) サービスの内容

現在、本市で実施しているその他の地域生活支援事業は、次のとおりです。

図表3-28 その他の事業の内容

事業名	内容等
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
生活訓練等	精神障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練や指導等を行う事業です。
巡回支援専門員事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子どもやその親が集まる施設等への巡回相談支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う事業です。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費等助成事業	自動車改造に要する費用の一部を助成します。
生活サポート事業	障害支援区分認定が非該当で、家事等の支援が必要な人に障がい福祉サービスの提供を行います。

(2) 実施に関する考え方

その他の事業の見込量は、近年の実績等から算出しています。

(3) サービス見込量

その他の事業の目標値を現在の利用状況から求めた数値で見込みます。日中一時支援事業は増加を見込み、平成32年度は利用人数41人を見込みます。成年後見制度普及啓発事業は、今後とも引き続き事業を実施します。また、訪問入浴サービス事業を5人、生活訓練等事業を75人、巡回支援専門員事業を300人、自動車運転免許取得費助成事業を1件、自動車改造費等助成事業を5件、生活サポート事業は1件をそれぞれ見込みます。

図表3-29 その他の事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等事業	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

(4) 見込量確保のための方策

障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

また、利用者が使いやすいサービスとなるための検討を行っていきます。

第4節 障がい児福祉サービスに関する

各サービスの見込量

1 障がい児福祉サービス

(1) サービスの内容

今回、障がい児福祉計画を策定するにあたり、国から示されている事業は次のとおりです。

図表3-30 障がい児福祉サービス（児童福祉法）の内容

事業名	内容等
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	児童発達支援の支援内容に併せて、治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後または学校休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、市内の保育園等を定期的に訪問することで、障がいのある子や保育園等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあるために、障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がいのある児童に対し、訪問により自宅で発達支援を行う事業です。
障害児相談支援	障がい児通所支援等利用に係る「障害児支援利用計画」を作成します。また、計画が適切であるかモニタリング期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

(2) 実施に関する考え方

実施済みの児童発達支援や放課後デイサービス、障害児相談支援については、近年の実績等から見込んでいます。

(3) サービス見込量

児童発達支援は平成29年11月より開始しています。平成32年度に52人の利用を見込みます。医療型、居宅訪問型児童発達支援の今期の計画はありませんが、ニーズに対しては児童発達支援で対応するとともに、ニーズ調査等を基に医療型、居宅訪問型のサービス提供体制確保に向けて検討を続けます。

放課後等デイサービスは平成32年度に20人、270人日の利用を見込みます。

保育所等訪問支援は今期の計画はありませんが、現在、同様の支援を地域生活支援事業「巡回支援専門員事業」で行っています。

障害児相談支援事業は平成32年度に31人の利用を見込みます。

図表3-31 障がい児支援の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人日	96	100	104
	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	162	270	270
	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31

※各年度月平均利用分。

(4) 見込量確保のための方策

福祉のほか医療、保健の関係者や保育園等、学校との連携により必要なサービスを提供できるよう体制の整備に努めます。

2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

(1) サービスの内容

国から示されている内容は、次のとおりです。

図表3-32 医療的ケア児等コーディネーターの配置の事業内容

事業名	内容等
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために、医療を要する状態にある障がい児や重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児等を医療的ケア児として、地域で安心して暮らしていけるよう、関連分野の支援を調整し、医療的ケア児等に対する支援が適切に行えるコーディネーターの配置を促進するものです。

(2) 実施に関する考え方

医療的ケアを必要とする障がい児を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目指します。

(3) サービス見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、平成32年度に1人の配置を目指します。

図表3-33 医療的ケア児等コーディネーターの配置の見込量

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

(4) 見込量確保のための方策

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置のために、地域自立支援協議会、社会福祉協議会、病院、関係福祉事業所等の関係機関との連携により、配置を目指します。

第5節 総括表

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表3-34 障がい福祉サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問系サービス				
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	1,296	1,356	1,416
	人	108	113	118
重度訪問介護	時間	39	39	39
	人	2	2	2
同行援護	時間	12	15	18
	人	4	5	6
行動援護	時間	8	8	8
	人	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0
日中活動系サービス				
生活介護	人日	3,135	3,230	3,325
	人	165	170	175
自立訓練（機能訓練）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・日中）	人日	44	44	44
	人	2	2	2
自立訓練（生活訓練・夜間）	人日	30	30	30
	人	1	1	1
就労移行支援	人日	602	672	742
	人	43	48	53

図表3-34 障がい福祉サービスの見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
就労継続支援 A 型	人日	0	0	110
	人	0	0	5
就労継続支援 B 型	人日	3,195	3,345	3,495
	人	213	223	233
就労定着支援	人	3	3	3
療養介護	人	12	12	12
短期入所（福祉型）	人日	246	276	306
	人	41	46	51
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居住系サービス				
自立生活援助	人	1	1	1
共同生活援助 （グループホーム）	人	40	41	47
施設入所支援	人	117	117	117
計画相談支援				
計画相談支援	人	100	105	110
地域相談支援（地域移行支援）	人	1	1	1
地域相談支援（地域定着支援）	人	1	1	1

※各年度月平均利用分。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業の計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表3-35 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
必須事業サービス				
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業 (基本相談)	実施見込み箇 所数	3	3	4
基幹相談支援セ ンター	設置の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支 援事業	人	7	8	9
成年後見制度法人後 見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業等				
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	利用見込み件 数	45	50	55
手話通訳者設置事業	設置見込み者 数	0	0	1
手話奉仕員養成研修 事業	実養成講習修 了見込み者数 (登録見込み 者数)	5	5	5

図表3-35 地域生活支援事業の見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	10	10	10
排せつ管理支援用具	給付等見込み件数	1,100	1,100	1,100
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	5	5	5
移動支援事業				
移動支援事業	実利用見込み者数	6	6	6
	延べ利用見込み時間数	85	85	85
地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター（市内分）	実施見込み箇所数	1	1	2
	実利用見込み人数	30	30	40
地域活動支援センター（市外分）	実施見込み箇所数	0	0	0
	実利用見込み人数	0	0	0

図表3-35 地域生活支援事業の見込量（つづき）

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	人	5	5	5
日中一時支援事業	人	35	38	41
生活訓練等	人	75	75	75
巡回支援専門員事業	人	300	300	300
成年後見制度普及啓発事業	実施の有 無	有	有	有
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	1	1	1
自動車改造費等助成事業	利用件数	5	5	5
生活サポート事業	人	1	1	1

3 障がい児福祉サービス

障がい児福祉サービスの計画期間中の見込量は以下のとおりです。

図表3-36 障がい児福祉サービスの見込量

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
障がい児支援				
児童発達支援	人日	96	100	104
	人	48	50	52
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	162	270	270
	人	12	20	20
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	28	31	31
医療的ケア児等コーディネーターの配置				
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1

第4章 障がい者・障がい児福祉サービスの提供体制の確保

第1節 障がい者福祉サービスの提供体制の確保

1 障がい者のサービス選択の自由の確保

障がい者サービスの提供にあたっては、障がい者本人及び家族の利用意向を尊重し、そのニーズ量に沿ったサービスの提供に努めます。

2 合理的配慮に関する啓発

障がい者の自立を促進し、地域社会のなかで健常者とともに支え合い生活できるように地域活動への参加を促進するためにも、市庁舎だけでなく、障がい福祉事業所や福祉団体等の職員についても、障がい者への合理的配慮がなされるよう、研修機会の充実や啓発活動などに努めます。

3 生活の場となるサービス

(1) 住まいの確保

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、グループホームの新規開設を促進するため、事業所等と協議、検討していきます。

また、民間のアパート等についても、障がい者の入居についての理解を求めていくとともに、段差の解消など障がいに合わせた設備の改善等を支援します。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者が安心して地域で暮らしていけるように地域生活支援拠点等の更なる充実を図り、24時間の相談支援体制や緊急時の受入対応体制等の確保に努めます。

(3) 関係機関との連携

また、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援など、障がい者が地域生活へ移行、定着していくための支援を強化するため、病院、入所施設、グループホームのほか、社会福祉協議会、介護保険事業者等関係機関との協力関係を強化します。

(4) 地域移行の体験機会の整備

施設入所者や精神科病院入院患者の地域移行を支援する際に、本人が地域での生活を体験できるよう体験機会の整備に努めます。

(5) 訪問系サービスの充実

訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう体制の充実を図るため、関係サービス事業所への働きかけや人材の確保を支援します。

(6) アウトリーチ支援の推進

受療中断者や自らの意思では受診が困難な精神障がい者に対し、日常生活を送るために支障や危機的状況が生じないための細やかな訪問を行うために、精神科医、保健師、看護師等の保健医療スタッフと精神保健福祉士等の福祉スタッフの連携体制を整備します。

4 就労支援

(1) 関係事業所等との連携

障がい者のニーズに合わせた質の高いサービスを提供できるよう、障がい福祉サービス事業者と連携するとともに、サービス事業所相互の連絡調整機能の強化を図ります。

また、県や保健所等の関係施設及び機関との連携を強化し、障がい福祉、保健事業の機能強化を図ります。

(2) 障がい者の就労支援

障がい者の就労を支援するため、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の強化を図ります。今後、特に就労継続支援A型の充実を図るため、事業所と連携するとともに、就労定着支援の実施に向けてサービス事業所と企業を結ぶ人材の確保、育成を進めます。

また、障がい者の持つ能力を発揮できるように、様々な分野や多様な就労形態の就労の場の開拓に努めます。

(3) 職場定着に向けた支援の充実

就労支援事業所などと障がい者就業・生活支援センター及びジョブコーチとの連携強化を図り、より充実した職場定着のための支援を実施します。

(4) 企業に対する障がい理解の推進

障がいや障がい者の理解に向けた啓発や障がい者雇用に関する各種優遇制度などの周知を図るとともに、他業種の参入を促進し、就労移行事業所の増加を図ります。さらに障がい者の職場実習先を開拓し、企業の障がい者雇用の推進を図ります。

5 生涯学習の充実

市民に対しても、障がい者のことをよく理解し、合理的配慮をもって接することができるよう生涯学習の場を通じた研修機会を充実します。また、手話など障がい者を支援する人材の育成にも努めます。

6 障がい者福祉の担い手の確保

障がい者福祉に従事するNPO等の参入を促進するほか、市民のボランティア活動への参加を促し、福祉の担い手の確保に努めます。

第2節 障がい児福祉サービスの提供体制の確保

1 一貫した支援体制の充実

乳幼児健診や育児教室などで成長や発達などに気がかりのある子どもに対し、早期の養育や療育支援を行っていきます。

2 発達障がい児への対応

(1) 早期の対応

障がい児等特別な支援が必要な子どもについても、子どもの「発達が少し気になる」段階からの相談や継続的に支援を受けることができる体制の充実を図ります。

(2) 障がい児及び発達障がいの疑いのある家庭への支援

子どもの障がいが気にかかる家庭や障がい児を抱える家庭に対し、障がい児に関わる医療及び福祉サービスについて、積極的に広報活動を進めるとともに、障がい児を抱える家庭同士の交流や、障がい児、障がい者団体との交流を促します。

(3) 児童発達支援の整備

児童発達支援などにより保育園等、放課後児童クラブなどと連携した支援体制を整備していきます。

(4) 発達障がい等の理解を深めるための取組

子どもの発達、発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会を通じて、市民への理解、啓発に努めます。

3 相談体制の充実

市の窓口だけでなく、乳幼児健診の場や保育園等、学校において相談ができるよう、関係施設との連携を図り、訪問による相談体制の強化を図ります。

4 専門的スタッフの確保・育成

乳幼児、児童に関わる障がい福祉、教育、医療等の関係者、関係機関の連携を図り、発達障がいや行動障がい等に対応できる専門的スタッフの確保、育成のほか医療的ケア児等支援者の育成に努めます。

5 障がいのある児童の余暇の充実

放課後等デイサービスや同行援護などにより、障がいのある子どもの社会参加や余暇の充実を図っていきます。また、障がい児が文化活動やスポーツ活動に参加できるよう、指導者の積極的な誘致や活動への参加促進に努めます。

6 福祉型障害児入所施設との連携

障害児入所支援は新潟県が実施主体であるものの、各相談支援事業所等と情報交換しながら、障がい児に対する支援の充実を図っていきます。

第3節 計画の進行管理

1 庁内の体制の強化

障がい福祉計画等実施に関わる関係各課との連携により、計画の円滑な実施を図ります。また、職員に対し、障がい者に対する合理的配慮についての理解を深めてもらうための研修を行います。

2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、市内のサービス事業所、入所施設、障がい者団体、教育機関、障がい者を雇用する企業等、行政機関などにより構成されています。

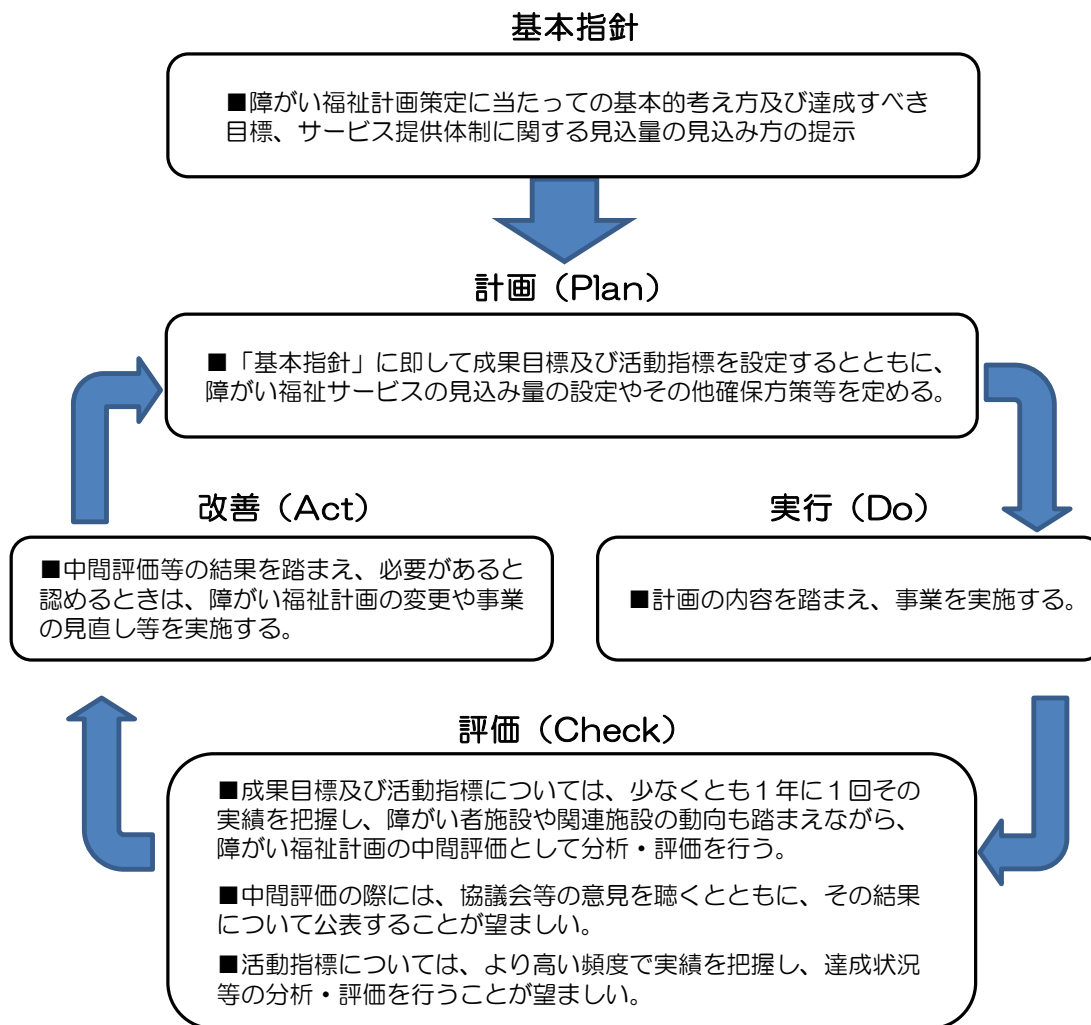
地域自立支援協議会において本計画の進捗状況等を報告し、計画の総合的な推進を図ります。

また、地域でのネットワークを構築し、障がい者及びその家族の状況の把握やサービスに対するニーズの把握に努めます。

3 PDCAサイクルの実施

毎年の各種サービスの利用状況や施策の推進状況等について、各年の成果目標、サービス見込量（活動指標）の達成状況などを把握、点検し、地域自立支援協議会において、PDCAサイクルを活用した分析、中間評価を行い、必要により計画の変更、事業の見直し等を行います。

図表4-1 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料編

資料 1 佐渡市地域自立支援協議会開催要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 108 号

改正 平成 28 年 3 月 24 日告示第 69 号

佐渡市地域自立支援協議会設置要綱(平成 20 年佐渡市告示第 49 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、佐渡市に住所を有する障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と参加を図るため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、佐渡市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障害者等のニーズ、各種サービスの充足状況及び問題点の把握に関すること。
- (2) 援助が困難な事例に対応するため、必要とされる関係機関とのサービスの調整及びネットワークの構築に関すること。
- (3) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の評価に関すること。
- (4) 地域の障害福祉に係る社会資源の開発又は改善に関すること。
- (5) 佐渡市障がい者計画並びに佐渡市障がい福祉計画の作成及び具体化に関すること。
- (6) 専門分野別関係者への提言に関すること。

- (7) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のため必要な事項
(平 28 告示 69・一部改正)

(参加者)

第 3 条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね 20 人程度協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(座長)

第 4 条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第 5 条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 市長は、特定の事項に関して協議を行うため、協議会の専門部会を開催することができる。

- 2 専門部会の参加者は、市長が必要と認める者とする。

(開催期間)

第7条 協議会の開催期間は、おおむね3年間を目途とする。

(開催通知)

第8条 市長は、協議会の開催日時、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(運営)

第10条 協議会の運営は、社会福祉課において行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協議会の運営に関係機関を参加させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月24日告示第69号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

資料 2

佐渡市地域自立支援協議会構成機関

佐渡市地域自立支援協議会 本会						
総合企画部会 (構成機関：佐渡市、各専門部会庶務担当機関、佐渡地域振興局健康福祉環境部)						
知的・身体障がい部会	就労支援部会	精神障がい部会	権利擁護部会	ひきこもり支援部会	療育支援部会	相談支援部会
岩の平園	佐渡市身体障がい者福祉協議会	真野みずほ病院	県弁護士会	NPO法人エエひびき佐渡	佐渡総合病院	はまなすの家
第二岩の平園	佐渡市手をつなぐ育成会	さわやか	司法書士会佐渡支部	アントレプレナー	杉っこクラブ	こもれび
愛らんど畑野	佐渡地域精神障害者家族連合会	相川岩百合	佐渡西警察・佐渡東警察	佐渡公共職業安定所	自閉症を考える親の会(リトルマーチ)	さど
愛らんど新穂	こもれび	サウスクラブ	岩の平園	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡ことば・こころの教室	愛らんど
愛らんど相川	まつはらの家	佐渡地域精神障害者家族連合会	第二岩の平園	佐渡市教育委員会	新潟県立佐渡特別支援学校	障がい者就業・生活支援センターあてび
こもれび	あんずの家	老介護とき	はまなすの家	両津支所福祉保健係	佐渡市教育委員会	佐渡地域振興局健康福祉環境部
まつはらの家	はまなすの家	ふれあい福祉会	こもれび	相川支所福祉保健係	新潟県中央福祉相談センター	新潟県新星学園
あんずの家	さわやか	佐渡市社会福祉協議会(居宅介護)	さど	羽茂支所福祉保健係	佐渡地域振興局健康福祉環境部	子ども若者相談センター
チャレンジ立野	愛らんど相川	佐渡市地域包括支援センター	愛らんど	佐渡市市民生活課健康推進室	新潟県新星学園	佐渡市社会福祉課
はまなすの家	愛らんど畑野	さど	佐渡市社会福祉協議会	佐渡市市民生活課健康推進室	子ども若者相談センター	
そよかぜ	愛らんど新穂	こもれび	佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター	佐渡市市民生活課健康推進室	佐渡市市民生活課健康推進室	
佐渡市身体障がい者福祉協議会	相川岩百合	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター	佐渡市社会福祉課	佐渡市社会福祉課	
佐渡市手をつなぐ育成会	チャレンジ立野	佐渡市高齢福祉課	佐渡地域振興局健康福祉環境部	佐渡市高年齢福祉課		
佐渡市社会福祉協議会	サウスクラブ	佐渡市高年齢福祉課	佐渡市高年齢福祉課	子ども若者相談センター		
障がい者相談員	佐渡総合病院	佐渡市市民生活課健康推進室	子ども若者相談センター	佐渡市社会福祉課		
自閉症を考える親の会(リトルマーチ)	真野みずほ病院	両津支所福祉保健係	佐渡市身体障がい者福祉協議会	佐渡市身体障がい者福祉協議会		
重症心身障害児(者)を守る会佐渡分会	新潟県新星学園	相川支所福祉保健係	佐渡市身体障がい者福祉協議会 成年後見センター	佐渡市手をつなぐ育成会		
新潟県立佐渡特別支援学校	佐渡公共職業安定所	羽茂支所福祉保健係	佐渡市市民生活課健康推進室	佐渡市手をつなぐ育成会		
新潟県中央福祉相談センター	佐渡市社会福祉協議会	佐渡支所福祉保健係	障がい者就業・生活支援センターあてび	佐渡地域精神障害者家族連合会		
佐渡市社会福祉課	障がい者就業・生活支援センターあてび	サードサービス利用者				
新潟県新星学園	新潟県立佐渡特別支援学校					
佐渡地域振興局健康福祉環境部	新潟県立佐渡特別支援学校PTA					
	新潟県中央福祉相談センター					
	佐渡市社会福祉課					
	佐渡地域振興局健康福祉環境部					

※網掛けは庶務(事務局)担当機関等になります。

※各専門部会参加構成機関は、課題等により必要な機関の追加等を行う場合があります。

資料 3

佐渡市地域自立支援協議会参加者名簿

No.	所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	佐渡市教育委員会	教 育 長	渡邊 尚人	
2	真野みずほ病院（佐渡医師会）	事 務 局 長	市川 一之	
3	社会福祉法人佐渡国仲福祉会	理 事 長	本間 攻	
4	佐渡公共職業安定所	所 長	倉又 学	
5	佐渡市身体障がい者福祉協議会	副 会 長	椿 淳一郎	
6	佐渡総合病院（佐渡医師会）	副 院 長	岡崎 実	
7	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部	部 長	神山 恒夫	
8	社会福祉法人佐渡福祉会	理 事 長	弾正 佼一	
9	社会福祉法人しあわせ福祉会	常 務 理 事	山田 秀夫	
10	佐渡市手をつなぐ育成会	会 長	佐藤 美恵子	
11	佐渡地域精神障害者家族連合会	会 長	山本 紀美代	座 長
12	佐渡連合商工会	副 会 長	村川 一嘉	
13	佐渡市民生委員児童委員協議会	理 事	清水 英次	
14	新潟県立佐渡特別支援学校	校 長	杉坂 芳文	
15	社会福祉法人とき福祉会	理 事 長	末武 正義	
16	社会福祉法人佐渡市社会福祉協議会	事 務 局 長	細木 寅雄	
17	佐渡市障がい者相談員	代 表	信田 恵子	

(平成30年3月現在)

資料 4 佐渡市障がい者計画及び障がい（児）福祉計画策定の経緯

年月日	内 容
平成 29 年 7 月 27 日	第 1 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 第 2 次障がい者計画実績状況評価及び次期計画の目標について (2) 第 4 期障がい福祉計画数値目標達成状況評価表について (3) 各計画作成に係るアンケートの実施について
平成 29 年 8 月	障がい者（児）福祉に関するアンケート調査実施 (1) 調査対象者 市内の各障がい手帳所持者、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当受給者 (2) 母数 計 3,935 人 (3) 抽出方法 全数調査 (4) 調査方法 郵送法
平成 29 年 11 月 28 日	第 2 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 障がい者（児）福祉に関するアンケート調査集計結果（速報値）について (2) 各計画策定の素案検討について
平成 30 年 1 月 15 日	第 3 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 各計画策定の素案検討について (2) パブリックコメントの実施について (3) 地域自立支援協議会各専門部会の状況報告について
平成 30 年 1 月 19 日 ～平成 30 年 2 月 19 日	意見公募（パブリックコメント）の実施 (1) 閲覧場所 社会福祉課（市所本庁舎）、各支所・各行政サービスセンター・各連絡所、中央図書館、各地区教育事務所の窓口及び市ホームページ (2) 応募方法 閲覧場所窓口への直接提出、FAX、郵送、市ホームページ応募専用フォームへの送信
平成 30 年 3 月 2 日	第 4 回佐渡市地域自立支援協議会 (1) 計画に係る意見公募（パブリックコメント）における意見の概要と市の考え方について (2) 計画の承認

資料 5 用語

【あ行】

アウトリーチ

直訳では「手を指しのぼす」の意。地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、専門家側が出向いて支援するサービス。

意思決定支援

知的障がいや精神障がい等で意思決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がい者を支援する者が行う支援の行為及び仕組み。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。

オストメイト

人工肛門（消化管ストーマ）や人工膀胱（ウロストーマ）の保有者。

【か行】

介護保険給付

介護保険制度が要介護等認定を受けた被保険者に支給するサービスの通称。後述「介護保険サービス」を参照。

介護保険サービス

介護保険制度により要介護等認定を受けた被保険者が受給できるサービスの通称。要支援1及び要支援2を対象とした予防給付と、要介護1～要介護5を対象とした介護給付がある。

キャリア教育グランドデザイン

キャリア教育とは「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」のことであり、その全体構想。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。特に介護保険においては、「居宅介護支援」として、要介護認定を受けた被保険者が介護保険サービスを受給するために必要なケアプランの作成や、介護に関する相談、手続き、調整等の支援サービスをいう。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。合理的配慮をしないことは、障害者差別解消法で禁じられている差別にあたる。

【さ行】

佐渡授産ネットワーク

市内障がい福祉施設が相互理解と協同活動の推進のためのネットワーク。

サービス等利用計画

指定相談支援事業者（指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者）が、障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

障害者支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分。

障がい者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づいて障害者や難病患者を対象に行われる支援の総称。日常生活の介護支援を行う「介護給付」と自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」に大別される。

情報アクセシビリティ

パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障がい者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

ジョブコーチ

職場適応援助者の別称。障がい者が一般の職場に適応し定着できるように、障がい者、事業主及び障がい者の家族に対して人的支援を行う専門職。

自立支援医療制度

精神疾患や特定の身体障害などで通院による治療を続ける場合に、医療費の自己負担を軽減する制度。

自立支援給付

在宅で訪問によって受けるサービス、施設への通所や入所を利用するサービス、また自立促進のための就労支援など利用者の状態はニーズに応じて個別に給付されるサービスの総称。

【は行】

パブリックコメント

直訳では「公衆の意見」。公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるように支援する保護者向けのプログラム。

放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業の通称。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業。

ボランティアセンター

ボランティア活動の推進機関の総称。社会福祉協議会などに設置されている。

【ま行】

メタボリックシンドローム

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態。

モニタリング

直訳では「監視すること」あるいは「観察し、記録すること」。福祉分野においては、ケアプランに照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、介護提供者の活動と利用者の生活を見守ることで、ケアマネジメントの一過程に位置する。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や身体能力に関わらずすべての人に適合するデザインのこと。